

○議事日程 (平成二十七年十二月十七日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 野村 永一

一 番 北倉 義博

二 番 岩永 義仁

三 番 長澤 龍夫

四 番 大橋 三男

五 番 三田 正敏

六 番 吉田 太郎

七 番 早崎 百合子

八 番 野村 永一

九 番 田中 敏弘

十 番 松永 民夫

十一 番 林 輝見

十二 番 青山 貞一

十三 番 水谷 久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長	問山 孝通
総務部参事兼 総務課長	田中 信行
総務部	西川 敏明
企画政策課長	渡邊 章博
総務部税務課長	野村 博治
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高木 勉
住民福祉課長	松岡 弘泰
住民福祉部	佐藤 昌子
生活環境課長	柏 渕裕昭
産業建設部長	高木 伸一
産業建設部参事	川地 豊己
産業建設部参事兼 農林振興課長	山中 秀樹
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	前田 勝治
産業建設部	桐山 一則
水道建設部長	田中 隆
会計管理者兼 会計課長	

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤 嘉但
教育委員会 生涯学習課長	久保寺 利明
教育委員会 スポーツ振興課長	西協 正信
消防次長	堀田 明男 川添 公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西協 和信
議会議務局書記	稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第四回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。それでは、前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから平成二十七年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 三田正敏君、六番 吉田太郎君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、九番 田中敏弘君。

○九番(田中敏弘君) 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、二問、質問をいたしたいと思います。

まず最初の質問ですが、教育行政の関係についてでございますが、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えます。

そこでお尋ねをいたします。一点目といたしまして、小学校の統廃合についての考えはであります。

人口減少。少子化が進んでいることから、文科省は本年一月十

九日、教育委員会が小・中学校の統廃合を検討する際の指針となる公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を約六十年ぶりに改訂しました。小学校で六学級以下、中学校で三学級以下の学校は、統廃合の適否を速やかに検討する必要があると明記。通学範囲の条件も緩和し、より遠方の学校と統廃合しやすくしました。

一方で、学校を存続させる場合の対応策も盛り込みました。二〇一四年度の公立の小學生は、全国で約六百四十八万人で、二十年前と比べ、約百九十八万人減りました。約半数の小学校は省令で標準とされる十二学級を下回り、政府の教育再生実行会議は昨年、学校規模の適正化を検討するよう提言していたところであり、手引は小規模の課題として、人間関係が固定されやすい、学校行事が制限される等々約四十項目を列記し、また手引は、地理的な事情や地域コミュニティの核として小規模校を残す選択も尊重される必要があると強調し、テレビ会議システムを使った他校との合同事業や、小・中一貫教育の導入を提案しています。

このようなことから、養老町の現状を見た場合、中学校は標準的な規模であります。広幡小、上多度小、日吉小が六学級で、クラスがえができない規模であり、一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、さらなる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があります。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がありますとしています。

池辺小学校が七学級で、速やかな検討が必要である。養北小学校は九学級であります。半分以上の学年でクラスがえができる規模ではございますが、いろいろ教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して、今後の教育環境のあり方を検討することが必要であると指摘していますが、小学校の統廃合についての考えをお尋ねいたします。

また、この課題について、総合教育会議や教育委員会にて協議されてきたのか。協議された場合、どのような方向づけになっているのか。協議されていない場合は、今後の協議予定はどうなるかをお尋ねいたします。

次に二点目ですが、義務教育学校についての考えはあります。ことし七月、改正学校教育法が成立し、二〇一六年度から小・中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになりました。市区町村教育委員会などの判断で、既存の小・中学校などを義務教育学校にできるようにしました。

義務教育学校は、新しい学校の種類として法律に明記されますが、独自の教員免許や学習指導要領は設けられず、小・中学校の教員免許や学習指導要領を活用することになります。ただし、九年間一貫教育の学校として、現在六・三制度になっている小学校と中学校の学年の区切りは、学校が柔軟に決められるようになり、四・三・二制や、五・四制などの多様な区切りも可能になります。これによって、子供のつまづきの大きな原因の一つである中一ギャップの解消が期待されます。また中学校の内容を小学校段階で先取りしたり、教育内容の実施学年を入れかえたりすることも可能になるとしています。

文科省の調査によると、現在、小・中一貫教育は、市区町村などが独自に行っており、全国一千七百四十三市区町村で千百三十

件、三千四百二十一校（二〇一四年五月現在）実施しています。これらのほとんどが中一ギャップの解消などに成果があったと、小・中一貫教育を高く評価しています。

具体的には、中学生の不登校の減少、学力調査における平均正答率の向上等々でございますが、一方、課題も指摘しております。小・中一体型校では、六年生のリーダーシップの低下、また小・中・高両方の免許を持った教員の確保、校長の業務量の増加など、十分な検討が必要とされる課題があるとしていますが、義務教育学校の対応について、町の考えをお尋ねします。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの田中議員の質問に答えさせていただきます。

まず、一点目の小学校の統廃合についてお答えいたします。小学校の統廃合につきましては、統廃合だけを切り離しては考えられない問題であるというふうに思っております。今後、認定子ども園になる予定である小学校入学以前の保育園や幼稚園のあり方、地域コミュニティーの基礎となっている区割りについて、さらには、公民館施設の一体化などとあわせて検討していく必要があるものと考えております。

小学校は、地域コミュニティーの核的存在であり、地域に小学校がなくなることが与える影響は大きなものがあると考えております。

平成二十八年度現在の県内全体の学校規模を見ますと、広幡小学校は現在百一名なんですけれども、百名以下の学校は、県内三百七十校中八十四校あります。県内全体の二二・七％に当たります。中学校も生徒数百名以下の学校は、県内百八十四校中四十二校あり、ほぼ同じで二二・八％に当たります。このような現

状を見たとき、できるだけ地域に密着した学校を維持していきたいと思っておりますので、当面は現在の校区の維持を図っていきたいというふうに考えております。

二点目の教育委員会、総合教育会議での議論はなされたのかという点につきまして、お答えさせていただきます。

教育委員会や総合教育会議で、将来的な児童・生徒数の減少問題と関連して話題に上りましたが、詳細については今後の議論を重ねていくことになりました。検討には長い時間が必要となります。小学校の統廃合といった教育面だけでなく、町内全体の組織再編を含めた今後のあり方について検討を始めていかなければならない時期が来ているというふうに考えております。

義務教育学校についてお答えさせていただきます。

義務教育学校というのは、田中議員の説明にもありましたが、小・中一貫教育の導入を目的とするものであって、義務教育学校だけを切り離して考えることはできません。

京都市内などで進められておりますが、田中議員の説明にもありましたように、利点も多くありますが、課題もあり、今後の動向を見守りながら、学校の統廃合も視野に入れ、適切に対応していきたいと考えております。

一部で懸念されていますように、義務教育学校だけが一人歩きし、この方策が学校統廃合のために安易に利用されないように、十分に注意していく必要があるものと考えております。以上です。

〔九番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいまの回答で、小学校の統廃合についてはしばらく現状で行くという考えがわかりましたが、文科省の手引に書いてありますように、小規模校のメリット最大化策として、

利点をちよつと述べておりますが、意見や感想を発表できる機会が多くなる。さまざまな活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。また小規模校のデメリット緩和策としては、テレビ会議システムやオンライン会議室システム等のICTを活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施すると。また教室で不足する多様な意見を収集させる観点から、タブレットPC等を全員に整備し、他校の児童・生徒との情報交換に活用する等、十二項目を上げております。また、コミュニティスクールや学校支援地域本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進し、社会性を涵養する機会を確保することなど、多くの項目で指摘していますが、昨年二月六日に、養老町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則等を制定され、ことし三月定例会において、町長の施政方針にありました学校教育について、ふるさとを愛する心を養い、町に誇りを持つ教育を推進するため、平成二十六年年度の二校に引き続き、平成二十七年年度に新たに五校において、家庭や地域社会と一体となって地域の力を学校運営に生かすことを目的とするコミュニティスクールの実践研究を始めると。さらに、ICT教育振興を図るため、一つの学校（広幡小学校）をモデル校としてタブレット端末を配備しますと、このように提案説明がございました。このことは、文科省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引改訂を意識しての対応であったのか、お尋ねしておきます。

それから、義務教育学校の関係ですが、あるメディアが、文科省の二月の調査で、中学一年生に対してアンケートをとりました。どういふことかという、小学校五、六年生のときに受けた外国語活動の授業で、もっと英語の読み書きをしたかったと、こういう生徒が八割を超えておりました。

また、先生に対しての調査では、小学校の教員の七八・五%が、「研修が十分でない」または「どちらかといえば十分でない」と回答し、指導に苦手意識を持つ教員が多いことが判明しましたと報じてありました。

このことから、ちよつと私も気になりましたので、町内の先生の実態はどう評価しておられるか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの質問に答えさせていただきます。

まず一点目の公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引改訂を意識して、コミュニティスクールとかICTタブレットを導入したのかという問題についてお答えさせていただきます。

公立小学校、中学校の適正規模・適正配置に関する手引の通知がありましたのは、平成二十七年一月二十七日付です。コミュニティスクールの提案は、それ以前の平成二十五年末から提案を始めしております。また、タブレットの予算化も、平成二十六年十月ごろから準備をしております。通知を意識しての対応ではありませんでした。特に、タブレットの導入については、町長の学校のICT化を促進するという政策を実現させるためのものがあります。

コミュニティスクールにつきましては、平成二十九年年度には、全ての小・中学校で実施してまいります。ICT環境につきましても、計画的に整備してまいりますと考えております。

今後、地域に根差した、小規模校のよさを生かした教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

二点目の、英語授業調査について、具体的内容はということ

についてお答えさせていただきます。

養老町では、現在、A L Tを三名配置しております。A L T三名に授業時間いっぱい指導をしてもらっており、月に一回ですが、幼稚園から英語活動を実施しております。小学校においてもA L Tの時間の許す範囲内で、低学年から英語活動を推進しております。五、六年の担任は、スムーズに授業が進むよう、まだまだ時間的には不十分な面もありますが、A L Tと事前に打ち合わせをして授業を進めております。

また、研修につきましては、夏休み中に行っております夏季研修（教職員の夏休みの研修）の中に平成二十一年度から、楽しく学習する英語活動という講座を開設して、小学校の英語活動の担当者、中学校の英語課の教諭、希望者として研修を行っております。しかし、英語活動担当教諭の研修については、十分であるとは言えません。教育委員会といたしましては、小学校の英語活動を充実させていくために、今後は五、六年の英語活動担当教諭、英語課教諭、それからA L T、それから希望者との研修会を定期的を実施していくとともに、低学年の小学校教員についても研修を図っていく必要があるものと考えております。以上です。

〔九番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） I T化によって多く創出される仕事もあれば、逆に冷えてしまう仕事もあると、ある調査機関が雇用の将来という調査レポートを発表しました。今後二十年で、I T化の影響で、約半分の職業が人工知能やロボットで置きかえが可能という推計を発表しました。日本では四九%、アメリカでは四七%だそうであります。その傾向としては、賃金と学歴が低い職業ほどその影響を顕著に受けると、このように語っておりますが、こう

いった関係から、教育の責務は重大であり、グローバル社会の時代を生き抜く力や対応する力を小・中学校で基礎部分をしっかりと身につけておくことは、今後の厳しい社会生活を乗り切るため非常に重要なことであると、このように述べて、次の質問に移りたいと思います。

次に二点目といたしましては、十八歳選挙権で、町の対応はでございます。

公職選挙法改正により、来年七月から、十八歳以上が国政選挙、地方選挙などで投票できるようになります。その結果、新たに全国で二百四十万人の有権者が誕生しますが、選挙のたびに若者の政治離れや低投票率が指摘されています。

昨年十二月の第四十七回衆議院議員総選挙の二十代の投票率は三二・五八%で、全体平均五二・六六%より二十ポイントも低い統計もあります。

さて、我が養老町の過去三年の選挙の投票率を見てみますと、平成二十五年の県知事選挙においては、三〇・三二%、同年七月の参議院議員選挙においては、四八・〇二%、平成二十六年十二月の衆議院議員選挙においては、小選挙区ですが、四五・四六%、また同年十一月の町長選においては、四四・五〇%。我々が洗礼を受けました四月二十六日の町議会議員選挙においては、五四・一一%となっており、県下において絶えず下位に位置しています。このような状況を看過せず、改善すべきと思ひ、幾つかの提案をし、町の考えをお尋ねいたします。

一点目といたしましては、主権者教育及び子供議会の開催をであります。

今回の法改正に伴い、全国各地の高等学校で政治の関心や主権者意識を高め、また体験するために模擬投票や擬似投票を実施し

た実例の報道が多くありました。

文科省も、高校生が放課後や休日に校外で行う政治活動や選挙活動を容認する通知を各都道府県教育委員などに出しました。また、総務省は、主権者教育の一環として、高校生向け副教材を作成し、全国に十二月中旬までに配布を終えるよう計画しています。

我が国では、中学校の社会、高校の政治経済、現代社会といった科目が政治教育として位置づけられてきました。しかし、現実に社会で起こっている課題を授業で取り上げることが、政治的な解釈が伴うことで問題があり、政治や社会の仕組みをごく簡単に教えられているのが実情であり、実際の選挙がどうなのか学ぶ機会はないと思っています。

ですから、このタイミングで政治にかかわる機会を創出し、政治教育を普及することが必要ではないか、また子供議会については、議会、行政の仕組みや意義を理解するため、児童・生徒に身近なテーマについて一般質問形式で行うもので、政治により関心や興味を持つようにするため、主権者教育とも関連ありますので、ぜひ実施されたく、町としての考えはどうか、お尋ねをいたします。

二点目といたしましては、投票率向上策についてであります。

まず一つとして、選挙公報の発行をであります。この対象は、町長選、町議会議員選挙であります。

青森県の野辺地町というまちがございますが、北海道の先進地視察の上で、議会発議で立候補者の氏名、経歴、政権などを掲載する選挙公報を発行する条例規約を制定し、ことし四月の統一地方選の町議会議員選挙で実施されました。

公報は、新聞折り込みで全戸に配布したほか、公共施設にも掲示されました。経費、効果、評価等ありますが、公職選挙法で

候補者一人当たり八百枚の投票依頼のはがき使用が認められていますが、これを立候補者の申し合わせで取りやめ、公報費用に流用した。このことにより、全戸に配布できるようになった。また、投票率の向上の効果は、検証していませんのでわかりませんが、公報を全戸に配布することにより、候補者の思いが伝わり、若い世代に効果があったと評価しています。この件について、町の考えをお尋ねします。

次に二つ目として、選挙パスポートを新有権者に配布をであります。

岐阜県内の関市の取り組みを紹介したいと思えます。選挙における若年層の投票率の低迷という状況において、具体的な対応をすべき課題と捉え、平成二十五年一月二十七日執行の県知事選挙に間に合うように、選挙管理委員会のほうから選挙パスポートの作成発案があり、このことは選挙啓発形態としては全国初めてということであらうと見込み、平成二十五年一月の成人式で配布され、報道機関等に取り上げられ、周知効果を期待されました。

若い世代の投票行動の動機づけや、選挙に関心を持っていただくため、選挙に関する基礎知識や日本国憲法前文や関の市民憲章等を盛り込み、また押印欄も、人生二十歳から八十歳の間には、約百回の選挙の機会があるとして、百個分を設け、パスポートの中に、あなたの生涯投票率を一〇〇%にと記し、継続性や話題性ととも主権者教育を主眼とされています。また、パスポートは名のとおり、イメージを損なわないように、日本国パスポートと同じ大きさに作成されています。

一応これが見本ですけども、憲法とか憲章、印鑑を押すところが百個あるということで、これでございます。

三点目としてはマークシート方式の導入、また四点目、郵送投

票の実施、これは高齢者対策ということで、それから五つ目としては投票所の増設、また六つ目としては運動期間の延長等々を提案いたしますが、町の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 一点目の主権者教育及び子供議会の開催をということについてお答えさせていただきます。一緒に子供議会の開催についても含めて回答させていただきます。

公共の精神や主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するという主権者教育の理念は、これからの社会を生きていく子供たちにとって大切なものであり、教育委員会といたしましても大切にしているところです。特別活動の学級活動や児童会、生徒会活動、各種行事の運営、役員選挙で、また職場体験やボランティア体験を通して、さらには道徳教育の中でそういった精神や態度を育成するための学習を行っております。

社会科では、小学校六年生の「国会の動き」という單元の中で、選挙の仕組みを調べ、選挙の大切さについて考えることを学んでおります。国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として、必要な公民的資質の基礎を養っております。

中学校では、三年生の「国の政治の仕組みや地方の政治と自治」の単元で、日本の民主政治や地方自治の仕組みと意義について学んでおります。選挙については、選挙の意義や種類、方法、課題などについて学びながら、主権者として政治に参加することの意義について学んでおります。

教育委員会といたしましては、こういった知識、理解教育を充実させていくとともに、政治や選挙への関心を高めるための方策として、次の四点を考えております。

まず一点目は、児童会や生徒会選挙において、今のお話にもあ

りましたけれども、町の選挙管理委員会と連携を図り、投票箱などをお借りして投票を実施していく。

二点目として、これは子供議会に対する回答ですけど、準備を進めております「ふるさと養老学習」の出口として、中学校三年生で、「養老町の未来について考え、提案しよう」という題材を設けており、それらの提案を、この議場をお借りして、中学生の代表者が町へ提案する子供議会を実施していく。

三点目として、毎日行われている朝の会や帰りの会の担任の話の中に、社会で起こっていることや世界の動き、いろいろな人の考え方などを話題として取り上げ、児童・生徒に社会に関心を持たせるよう働きかけていく。

四点目といたしまして、全ての教育活動を通して、自分の考えを持ち、主体的に行動できる児童・生徒を育成し、選挙においても自主的に投票所に行けるようにしていく。

これらのことを通して、主権者教育の理念の育成を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の投票率向上策について、町の考えということですが、これは本来、養老町選挙管理委員会の委員長がお答えする内容でございますので、きょうは出席しておりませんので、選挙管理委員会の書記長ということになっております総務部長の問山のほうから御答弁させていただきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（野村永一君） 問山総務部長、答弁。

○総務部長（問山孝通君） それでは、私のほうから、ただいまの田中議員の御質問について御回答申し上げます。

田中議員からは、投票率向上対策といたしまして六つの御提案

をいただいておりますので、一つずつ、基本的には私も町の選挙管理委員会事務局としての一般的な考え方として御回答申し上げます。よろしくお願いいたしますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

また、御質問事項等につきましては、改選後に開催されます町の選挙管理委員会では十分お伝えをしております。というふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。それでは、第一点目の選挙公報の発行をしたらどうかというような御質問でございます。

まず、選挙公報の発行についてでございますが、公職選挙法第百七十二条の二の規定によりまして、市町村議会議員選挙及び市町村長選挙については、条例で定めるところにより選挙公報を発行することができるかとされており、発行に当たっては候補者の理解を得ることが大前提であるかと考えております。

また、同条には、法定の選挙公報発行の規定に準じて任意制選挙公報の発行をすることというふうであり、同法第七十条においては、公報の配布は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日二日前までに行うものとされておりまして。

町の所管する選挙においては、告示日から選挙期日が五日間と短く、届け出日に公報掲載原稿を各候補者よりいただき、その後、校正や配布手続を行った場合、規定に準じて二日前までに各世帯に配布を完了することは、スケジュール的になかなか厳しいものがあるというふうな事務局のほうでは考えております。

それから、二番目の選挙パスポートを新有権者に配布してはとの御提言についての回答でございます。

近年の各選挙においては、二十代、三十代の若年層の投票率の

低下が顕著であり、この年代の投票率の向上が町全体の投票率の向上に大きな影響を与えると事務局でも考えております。

先ほど、選挙パスポートの配布等についての関市の事例については、議員のほうから細かく御説明をいただきましたが、関市では、選挙への関心を高め、投票率の向上を図るため、選挙パスポートを新有権者に、先ほどお話もありましたが、平成二十五年一月から配布されているようにございます。この取り組みにつきましては、選挙ごとに見えた方のパスポートに証明のスタンプを押印するというものでございますが、現在では、パスポートを配布したことによる投票者の増加効果についての判断は難しく、今後の全国的な動向も踏まえ、検討されることと我々は考えております。

また、現在の情勢を踏まえ、若年層の転出者が多いことや、選挙権年齢が十八歳に引き下げられたことによる影響も考え、その実施や配布時期についても御検討をお願いしてまいりたいというふうにご検討しております。

三つ目のマークシート方式の導入をしようかということでございます。

マークシート方式の導入、いわゆる記号式の投票用紙の導入についてであろうかと思っておりますが、現在、町の選挙においては、投票日五日前、すなわち告示日に立候補の受け付けを行い、同日午後五時に受け付けを締め切り、その後、氏名掲示の掲載順序をくじで決定しております。

記号式の投票用紙を導入するとなりますと、この掲載順序の決定後、順序に合わせて投票用紙を作成する必要があり、翌日からの期日前投票から使用することは事実上不可能でございます。そこで考えられるのは、期日前投票期間の途中から、または選挙期

日当日のみ使用する方法が考えられるかと思いますが、これにすぎましても、開票の際に投票箱より一斉に投票用紙を取り出すため、従来の自署式投票用紙と記号式投票用紙が混同してしまい、その仕分けや分類作業に要する時間がふえ、開票時間にも少なからず影響を与えるものと考えております。

したがって、事務局としての考えでございますが、記号式の投票用紙の導入を図ることは難しいのではないかとこのように考えております。

次、四つ目の、これは御質問なかったわけですけれども、要旨の中にございました高齢者対策としての郵送投票の実施という内容についてでございますが、郵送投票につきましては、公職選挙法第四十九条の規定により不在者投票を各選挙ごとに受け付けを行っております。この制度は、重度の障害のある方や介護を要する方など、事前に町選挙管理委員会に申請を行うことで、郵送による投票を行うことができるといったものですが、現行の法制度では、高齢を理由とした郵送投票はできないとされており、本町においても当然でございます。

次に、五つ目の投票所の増設、特に大型ショッピングセンター等で増設してはどうかという御提案だと思いますが、投票所についてですが、平成十年には、養老町では十九カ所、投票所を設置しておりましたが、その後、統廃合や分割を経て、現在では十三カ所となっております。

平成十年には投票所が十九カ所あったことや、現在までの投票率の推移から考えますと、投票所の統廃合は、少なからず投票率の低下に影響を与えているものと推察はできます。

投票区の増設につきましては、投票区によって選挙人の数に差があったりしますが、適当な投票所の有無や、投票所の削減に取

り組んできた過去からの経緯もございますので、総合的に勘案して考えていくべき課題だと思っております。

また県内では、大型スーパー等を期日前投票所として利用している例がございますが、利用に向けては投票者の二重投票を防ぐために、選挙人名簿の確認方法を現行の紙のものからオンラインシステムに移行する必要があります。また、突発的な選挙における安定した投票所、期日前投票所の確保、あるいは投票の秘密保持、人員の確保といったこともあり、今後、選挙管理委員会の御意見を伺いながら、経費あるいはその効果についても、県内の事例を参考にし、調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

最後、五つ目、運動期間の延長をしたらどうかという御提案でございます。

選挙運動につきましては、公職選挙法第二百二十九条の規定により、公職の候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければすることができないと規定されております。また、一方で、その届け出日、すなわち告示日についてでございますが、任期満了による選挙の場合、公職選挙法第三十三条の規定により、選挙期日の少なくとも五日前までに告示しなければならぬとされております。

今回の御質問の趣旨は、現在選挙期日の五日前までに行っております告示を、七日前にしようかという趣旨であるかと考えますが、公職選挙法の条文だけの解釈で捉えますと、七日前に告示を行うことは差し支えないかと思われませんが、先ほどから述べておりますように、選挙期日の告示と選挙運動期間とは密接な関係があり、公職選挙法では、それぞれの選挙の選挙運動期間を勘案して告示日に関する規定を設けていることから、そのことから

考えますと、立法趣旨に照らし合わせ、現在の選挙運動期間を現在から延長すべきではないというふうな事務局のほうでは考えております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 教育長にちよつとお尋ねしますが、先ほど、回答があつたかもしれませんが、町内の児童会、生徒会の今の会長以下役員の選出方法の状況を把握してみえるかどうかということ、もし投票形式、選挙方式でなかったら、その考えはどうか、あということをちよつとお尋ねしたいと思います。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの質問、児童会、生徒会の役員選挙の役員の選出方法の状況とその考え方についてということに對してお答えさせていただきます。

小学校においては、学校による差があります。児童会や計画委員会という組織がありまして、運営委員会—中には執行部会とか計画委員会と呼んでいる学校もあるんですけど—や委員会が児童会というのは構成されています。運営委員等は、六年生の学級で、話し合いや選挙で決められております。委員会の委員は、四年生から六年生の各学級から委員を話し合いや選挙で決めておつて、中には、それをもとに話し合つたり選挙を実施したりして決めていく場合もあります。

中学校においては、町議会とよく似ている生徒会という組織があつて、生徒会長や副会長、書記長、執行委員、各委員の委員長、学級代表などで構成されています。

生徒会役員の会長などの執行部については、選挙において選出されております。立候補者は、選挙公約を明確にして、ポスター

を掲示し選挙運動を行います。立ち会い演説会を実施して、全校生徒による無記名投票によって役員を決めます。委員長は、各委員会が互選されております。学級代表は、学級での話し合いや選挙によって選ばれております。

このように中学校では選挙を実施しておりますが、小学校では選挙の実施までは統一されておられません。今後、校長会でこのことを話題にしていきたいというふうに思っています。

高田中学校においては、過去に町の選挙管理委員会から投票箱をお借りして選挙を実施したことがあるので、先ほどもお話ししましたが、他の学校においても、こういう投票箱をお借りして選挙を行うような方向に進めていけたらというふうに思っています。以上です。

〔九番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 先ほどずうつと回答いただきましたが、子供議会のほうも計画してみえるというふうなことで、非常にありがたいなあと、思つて、ぜひ実のある会議をしていただきたいなど、このように思つておりますし、選挙の投票率の向上の関係ですが、いろいろ申し上げましたが、課題もたくさんあるということが浮き彫りになってきました。我々議会としても、黙つて見ておるわけにもいきませんので、議会内部からいろいろ案もまとめて、また執行部のほうへお願いをして、また選挙のほうとも協力して、できることから一つ一つやっていきたいなど、このように決意をして、私の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） たいま議長より指名をいただきました養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより、二つの項目について一般質問を行います。

まず一つ目の項目は、今年度の予算、款・項・目・節で言いますと、教育費、社会教育費、社会教育総務費の備品購入費のうち、二百五十万円で購入した西脇家文書についてお尋ねします。

当初予算の説明では、古文書購入の説明はなかったと把握しております。調査によりますと、この文書を町が買い取るようになった経緯は、所有者から自宅での保存が困難なため、売却の提案があり、散逸を防ぐため、貴重資料とされる四点とその他をまとめて購入したとありますが、間違いありませんか。

次に、この複数の文書を二百五十万円で購入したわけですが、これも調査依頼の回答によりますと、所有者からの希望売却提示額は五百万円であり、所有者と教育委員会での協議の結果、二百五十万円での購入に決まったとのこと。このときの価格決定の相談相手は、この文書を調査していた大学の研究機関とのことですが、私の知る限り、大学が文書の鑑定をして、金額を提示するということはあり得ません。この購入価格の根拠と適正さ、また価格に関する評価について、どのように協議されたのか教えてください。

三点目、町内には、まだほかにもたくさん貴重な文化財が埋もれていると思われませんが、所有者から保存が困難ということと提案があれば、今回のように町で購入することと、告知してもよろしいでしょうか。

四点目、現在、養老町には、こういった文化財を展示するような施設は中央公民館の中にあつて、常時閉鎖している資料室くら

いですが、町で文化財を収集・所持するということは、今後これらの文化財を公開できるような施設を用意する考えがあるということとよろしいでしょうか。

以上の四点について、回答を求めます。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 岩永議員の質問に答えさせていただきます。

四点ありましたが、まず一点目、貴重資料とされる四点を含む古文書群を購入したことに間違いはないかという質問に対してお答えさせていただきます。

この古文書群の中には、名古屋大学附属図書館開発室の調査の結果、近世初頭のものがあり、町としても貴重なものであると判断いたしました。文化財保護の観点から、これら貴重資料四巻、百四十五点を含む四千二百点の古文書群を購入しました。

なお、この古文書の保全是、町教育委員会と名古屋大学附属図書館開発室が連携して行い、得られた成果をもとに目録を作成し、成果報告会を開催し、その周知を図る予定となっております。

また、得られたデジタル情報を、名古屋大学附属図書館開発室が運営する、流域伝来の歴史資源情報ホームページに公開し、地域や研究者が総合的、横断的に扱うことができる学習・研究環境の整備も検討しています。

二点目の購入価格決定の根拠と適正さ、この価格に関する評価はどのように協議されたのかということについてお答えさせていただきます。

所蔵者が、独自に複数の古書店に打診した結果——西脇さんですが——古書店で調べられました。それによると、近世初頭

の貴重資料である卷子四巻、百四十五点に対し、購入した価格の二倍、五百万の価格を希望されました。いろんな業者に問い合わせたら、五百万ぐらいだろうということ、五百万ということ希望されました。これを受けて、養老町教育委員会が、整理協力者である名古屋大学附属図書館研究開発室に助言を求めたところ、名古屋大学附属図書館研究開発室は、古文書の鑑定、売買仲介、鑑定のお墨つきを与えることはしない。また価値を金額として算出するために古文書の保全に協力をしているわけではないことを前提とした上で、これまでの経験から、地方自治体が購入する金額についてと、文化財保護の観点から、卷子四巻とその他の西脇家文書を一括して保全する必要があることについて、助言をいただきました。

これらを踏まえて、養老町教育委員会では、所有者と協議を重ねた上で、貴重資料である卷子四巻を含む古文書群全体の購入を決定いたしました。

三点目の、同様のケースがあれば、今回のように購入すると町内に告知してよいのかということについてお答えさせていただきます。

いろんな条件が今回ありまして、その全ての条件が整っていないといけないということについてお話しさせていただきます。

町内に潜在している古文書について、まず一点目、調査・整理がなされていること。二点目として、その全体像や歴史的価値が明確になっているものであること。三点目として、所有者もしくは管理者による保護が困難であると判断されたもの。四点目として、町にとって重要だと判断されるものについては、その保護措置の一環として購入という方向も検討いたします。

ただし、今述べました諸条件を満たしていても、財政上の問題

等により購入できない場合も想定されるので、積極的に告知するということは考えておりません。

四点目の、貴重な資料や文化財を展示する施設を整備する考えはあるのかということについてお答えさせていただきます。

貴重な資料や文化財の展示施設の整備については、その基盤となる歴史民俗資料の充実と、それらの学術的な意義づけ、さらには、今後の養老町の文化財保護の総合的な方向性を定めることが重要であることを考えております。そのため、養老町教育委員会では、今後の文化財保護の総合的な方向性も検討し、総合政策みたいなものをつくって、その中で文化財の展示のあり方も考えていきたいと。

教育委員会では、文化財アーカイブ事業により、多くの歴史文化資源をデジタルデータとして収集・保存しております。今後この事業を継続し、有効に活用していきたいと考えています。

また、昨年とことしのプレイベント時に展示会を開催いたしました。これからもイベント時等に町所有の資料の展示を行って、多くの方々に見ていただく機会をつくっていききたいと考えております。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

私も学芸員の資格を持つ身ですので、文化財の貴重さについてはよく理解しているつもりです。しかし、だからこそ展示する設備を持たない自治体が、こういった貴重な文化財を購入して、倉庫にしまっておくだけという現状に理解ができません。

散逸を防ぐためといっても、仮に先ほど話に出たような、古書店が買い取ったとしても、こういったものを扱う古書店はプロの

商売屋さんですので、管理や保存に当たっては、養老町よりもしつかりしています。古書店から新たに貴重な資料が見つかるなんてことも、たびたび新聞等に掲載されているので、御存じの方も多いはずです。

二点目の価格の根拠についてですが、大学が鑑定して、テレビ番組のように価値を金額で提示するというようなことはあり得ませんので、二百五十万円という価格の根拠が、どうしても御説明いただいた話ですと不明瞭です。まるで、研究機関で必要になった資料を養老町が購入して、提供したかのような形です。

町民のために、我がまちは、この文書に価格相応の価値を見出せませんか。価格については、本人の申し出等もあつたようですけれども、もう少し納得ができる回答を求めたいと思います。

買い取るかどうかについての話ですけれども、同様のケースで、条件つき、諸条件つきで買い取ることですけれども、それを町民に対して告知はしない、そのような答弁ですが、これは矛盾していないでしょうか。同じような同様のケースで買い取るというならば、そのことをきちんと告知する必要があります。財源が厳しいから、ないからしないしよとおくというものは、もつてのほかです。これについては、同様のケースで買い取るというのならば、財源云々の話をするのではなく、きちんとした形でそのことを告知してください。財源がないから買い取らないということならば、なぜ今回だけは、乏しくて、ない財源の中から買うことになったのか、その特別な理由をお聞かせください。以上の二点について、もう一度ちよつと回答をお願いしたいと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の再質問にお答えをさせていただきます。

きたいと思いますが、こういった古文書等の価格について、これがこうだという根拠があるわけではございません。ないのが当たり前といえ、そうなのだろうと思います。ただ、今回の古文書につきましては、名古屋大学のほうも、ぜひとも保存しておいていただきたいと。例えば、古書店等に流れて、確かに今言われるように、十分な保存ができるかもしれない。ただ、ここぞというときに、自由に調査等ができるというものでもございませんので、やはり養老町の中にあるこういった貴重なものというのは、行き先が定まらないようでは、やはりこれからの文化等の伝承も定まらないということになりますので、やはりでき得る限り、町で保存をしていきたいというふうです。

確かに、できれば個人の方でもきちんと所蔵をしていただけるような場所があれば、持っていていただきたいんですけれども、やはり、どっかへ行ってしまおうというおそれがあるものについては、これからもやっぱり買い取りということもあり得るだろうというふうに考えております。

ただ、先ほどから申されておりますように、告知ということは、どんなものでもいうことになりまして、やはりその調査等も非常に時間もかかり、経費もかかりますので、できれば調査等が終わったようなものをやはり買い取っていくというような姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野村永一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） 岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま、町長がほとんど話されたので、同様のことなんですけれども、特に岩永議員言われますように、やはり大学としては、こういったものに値段をつけるということではできない。ただ、う

ちのほうも散逸防止のために購入ということになれば、やっぱり価格として通常どれぐらいになるかということをお尋ねしたときに、大学の研究室のほうから、これまでの経験から、町が購入する金額としては、この二百五十万ぐらいが妥当と、もしくは、その上限という表現で助言をいただきました。それをもとに予算化して、今回購入したものです。よろしく願います。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 不思議な答弁が続いたなあというのが感想ですね。

話を聞いてみると、大学の研究機関のために養老町が今回の古文書群を購入して、提供したのかなというのが結論のように受け取らせていただきました。

お金がないからと町民からのさまざまな要求は断りながら、一方で今回のような形での支出を行う、こういうのが典型的な行政のダブルスタンダードだなあとというふうに感じました。

ですけれども、せっかく購入した貴重な文書です。文化財というのは、倉庫や金庫にしまっておくのではなく、人の目に触れてこそ価値があるというものです。象鼻山古墳からの出土品や、町内に点在する刀剣や美術品等の養老町の貴重な文化財を展示する場を用意し、町民の文化向上に寄与していただけるよう強く要望し、次の質問に入ります。

二つ目の質問に入ります。

京都、奈良や白川郷、姫路城といった世界遺産は有名ですが、新たに文化庁が認定している日本遺産というものが御存じでしょうか。

文化庁による趣旨と目的を読み上げますと、我が国の文化財や

伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーのもとに、有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、伝承、環境整備などの取り組みを効果的に進めていくことが必要です。文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化、伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形のさまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みを支援しますとしており、目的は、地域に点在する遺産を面として活用し、発信することで地域活性化を目的としていると説明されています。

現在、この日本遺産は、加賀の前田家に関するものや、四国のお遍路さんまつわるものなど、地域型、これは単一の市町村、またシリアル型、複数の市町村として、大きく二種類に分類された十八の日本遺産が認定されています。

日本の歴史・文化には、平安時代以降のものは数多くありますが、我が養老町のように、奈良時代以前の歴史・文化、伝承が残る地はわずかです。二〇一七年に養老改元千三百年を迎える当町にとつて、まさしくふさわしいものだと考えます。ぜひこの日本遺産へ申請していただきたいと思うのですけれども、見解はいかがでしょうか。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの二つ目の質問、養老の歴史・文化を日本遺産に申請してはどうかという問いについて、お答えさせていただきます。

日本遺産事業は、文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図

ることを目的とし、地域の歴史的経緯や地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーのもとに有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、伝承、環境整備などの取り組みを効果的に進めていこうとするものであり、今、岩永議員が言われたとおりです。

その認定ストーリーには、単一の自治体でストーリーが完結するものと、複数の自治体にまたがってストーリーが展開するものの二種類がありますが、養老町は、単一の自治体が認定するものであるというふうに思うんですが、その認定の条件というのがあります。岩永議員はさすがに学芸員の資格があるということ、よく知って見えるなど思っていたんですが、私もできればいいと思うんですが、ここに文化庁が出したものがあるんですが、条件があります。その条件は、これはまた難しいんですけども、歴史文化基本構想、もしくは歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村であること。または、世界文化遺産一覧表記載案件、もしくは世界文化遺産暫定一覧表記載候補案件の構成資産を有する市町村であるということでありまして、これを準備するのに大変時間がかかるということでありまして、養老町の歴史・文化の日本遺産への申請については、今後、関ヶ原もやるとかいう話を聞いておりますが、関ヶ原は県が進めている事業でありますので、周辺の自治体の様子も鑑みながら、検討していきたいというふうに思っています。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 諸条件が整っていないからやらない、近隣から声がかかるというか、その近隣の状況を見て検討する、どれ

だけ消極的なんですか。現在、策定されていないものは、今後策定して、条件を整えればいいだけのことです。それも、それほど高いハードルといった内容のものでもありません。先ほど言われた、もしくは以下の世界遺産に関するような条件については難しいですけれども、歴史文化基本構想や、歴史的風致維持向上計画、この内容を見ましたかね、そんなに難しい内容じゃないと思うんですけれども。

文化庁は、二〇二〇年、東京オリンピックまでには百件ほどの登録を目指しているそうです。先日、新聞等で報道もされましたが、お隣の関ヶ原町は、この日本遺産に申請するそうです。関ヶ原町にできて、養老町にできない理由がありますか。養老町ならば、十分に申請資格があると考え、提案しています。もう一度、この点を踏まえて、御回答をいただきたいと思います。前向きな回答を期待しております。

○議長（野村永一君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの御質問にですけれども、隣の関ヶ原町は、今度、関ヶ原古戦場を日本遺産へということ、こちらの事業につきましては、今月初めの新聞報道にもありましたけれども、関ヶ原町のほか、関連する史跡がある大垣市、垂井町も含めた一帯地域のブランド向上を目指して申請するというところで、これを申請されるのは岐阜県がやられるということ、関ヶ原町単独でやられるわけではないんです。こういった複合型で申請されるときに、養老町が入っていればいいかなと思うんですけれども、先ほど教育長も申しましたように、単独でやろうと思えますと、先ほど言いました計画を策定する必要があります。ところが、これらの計画とか、文化財のマスタープランもそうですけれども、なかなか策定するに当たっては、今

の職員体制では難しいということで、職員体制が整って、そういった計画等が策定できるようになればやりたいと思っておりますけれども、現在の体制では難しいということで、ちょっと消極的な回答になってしまいますけれども、御理解願います。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 盛大なイベントを開催するのも結構ですが、こういう日本遺産登録のように、お金をかけずに養老町の素晴らしい歴史・文化を世界に発信することもできるのです。当然、国主導の圧倒的な発信力という見返りの大きなものですので、登録には手間がかかり、簡単なことではないでしょう。

ですが、いつも言いますが、できない理由ではなく、どうすればできるのかを考えて、町行政を行っていただきたいのです。せっかく目の前に養老改元千三百年という歴史的事項が控えているんです。この希有な大チャンスを生かすために、どこかのまちで見かけたようなイベントではなく、養老町ならではの、養老オ리지ナルを発信してください。ぜひこの日本遺産登録を目指していただくよう提案し、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村永一君） これより暫時休憩いたします。

再開は十一時五分といたします。

（午前 十時五十分 休憩）

（午前十一時〇五分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 議長より発言の許可を得ましたので二点に

ついて質問をいたします。

まず一点目、下水道事業の見直しと高度処理合併浄化槽への補助金の増額についてであります。

この質問は、四年前の定例会でもいたしております。そのときの大橋町長の答弁では、下水道事業については早急に目標を立てて検討していく。また、高度処理合併浄化槽のさらなる促進を図るため補助金の増額については、本年度の予算の中で増額できるように取り組んでいくという答弁でありました。それから四年経過しておりますが、一向に進捗しておりません。

養老町では、平成二年度に下水道整備構想エリアマップを作成し、その後、平成五年度に全圏域水道化、下水道化構想によって見直しが図られ、町全体を公共下水道、特定環境保全公共下水道、また農村集落排水十地区で整備する計画の中で、養老町においては、公共下水道の中部処理区と農村集落排水の上多度処理区で事業が推進されてきました。この後、この二地区以外に、平東のコミュニティ・プラント事業が実施され、この三つの総事業費は百十億二千九百万であります。町の負担分は六十六億二千万円であります。補助金を差し引いても一戸当たりは三百三十万円ほどかかっております。

今後、そのままの計画どおりでこの下水道事業を進めていった場合、事業費、事業年度はどのようになっていくか、また中部処理区の中で、未整備地区の多芸西部、烏江地区を整備した場合の事業費及び年次計画についてをお尋ねいたします。

中部処理区、上多度地区、農集地域、平東のコミュニティ・プラント地域以外では、高度処理の合併浄化槽で水酸化が進められております。高度処理合併浄化槽の現状はどのようになっているのか。

私の調べたところによりますと、平成二十六年までの合計で、千八百二十四基、本年度も百基を超えた設置がされております。下水道整備地域以外では三割近くが合併浄化槽に転換されております。下水道の加入金額は三十一万八千円で、高度処理合併浄化槽の八人から十人の補助金額は五十七万六千円であります。約事業費の二分の一であります。不公平感が否めません。

全国各地の自治体の中では、インターネット等で見ますと、下水道の見直し、また休止をして高度処理合併浄化槽への単独の補助を実施しております。近くでは、揖斐郡の大野町でも上限を九割として補助をいたしております。

養老町においても、早急に下水道計画を見直し、高度処理合併浄化槽への推進を図るべきであると考えております。私も八年前に高度処理を設置いたしました。水酸化については非常に家庭汚水がなくなるということで、水質の浄化に役立つております。以上に加え、次の質問をいたします。

公共下水道、農集、コミュニティ・プラント事業の起債残高と償還の年次計画を質問いたします。また、公共下水道終末処理場の現状と経年劣化による修繕、その整備計画についてを質問いたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをいたします。

通告書の順序でお答えをさせていただきたいと思っております、よろしくお願いを申し上げます。

まず第一点の下水道事業を実施した場合の今後の事業費または事業計画年度ということについて、まずお答えをさせていただきますと思います。

本町の下水道事業は、昭和五十八年に策定された養老町第二次

総合計画の美しい環境の住みよいまちづくり施策の一環として事業が開始されました。平成二年度に基本構想を策定し、町全域を中部処理区、南部処理区、北部処理区、西部処理区の四処理区で下水道整備を行うことといたしました。

中部処理区につきましては、回答が重複いたしますので、後ほど回答させていただきます。

南部処理区につきましては、平成十三年度に農業集落排水事業南部処理区の基本計画見直し業務を行って以来、試算しておりますので、このときの事業費を回答させていただきます。

整備が完了している上多度処理区を除き、処理区を五地区に分けており、処理施設・管路工事を含めた総事業費として、広幡地区が二十四億八千万円、笠郷地区が七十六億三千三百万円、瑞穂地区が十四億四千万円、大巻地区が十九億円、釜段地区が四億六千万円となっております。年次計画については検討しております。

北部処理区につきましては、特定環境保全公共下水道事業として計画をいたしました。平成十七年度に事業を断念した経緯がございます。このとき試算した事業費を回答させていただきます。処理施設・管路工事を含めた総事業費として六十九億六千四百万円でございます。年次計画についても、検討をいたしております。

西部処理区につきましては、試算しておりませんし、また年次計画についても、検討しているわけではございません。

二番目の中部処理区の未整備地域への対応を実施した場合の事業費及び年次計画ということでございますけれども、平成二十六年度末現在で、中部処理区の全体計画面積三百二十五ヘクタールのうち、二百三十一・七七ヘクタールの面整備を完了いたしました。

た。下水道整備率は七一・三二%でございます。残りが未整備区域の多芸西部地区・烏江地区となります。

工事につきましては、平成二十三年度をもって、養老地区の竜泉寺みどり丘を最後に、本管の延伸工事は行っておりません。したがって、中部処理区の未整備地区、多芸西部地区・烏江地区につきましては、いわゆる休止状態でございます。なお、この区域は、下水道事業計画区域内で七年以上整備が見込まれない区域ということで、養老町高度処理型合併浄化槽設置整備事業の補助金交付対象区域となっております。

事業費については、中部処理区の多芸西部地区・烏江地区を今後事業継続して実施した場合、平成二十三年度、平成二十四年二月二十九日認可の変更認可申請書の資金計画書での試算によりますと、処理場増設費が三億二千四百万円必要となります。また、管渠建設費については、平成二十六年一月策定の国土交通省、農林水産省、環境省の三省連名による持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルの費用関数に当てはめた試算によりますと、多芸西部地区の管渠工事が十六億三千万円、烏江地区の管渠工事が三億二千三百万円となります。処理場増設費として管渠工事を合わせますと合計二十二億七千七百万円の事業費見込みとなります。年次計画については、検討をいたしておりません。

中部処理区の未整備区域を含む下水道事業全体の見直しについては、十二月三日の議会議員全員協議会の席でも申し上げたましたとおり、養老町下水道基本構想の抜本的な見直し案の策定は平成二十六年、二十七年の二カ年にわたり計画をしておりますが、岐阜県が現在、県構想の見直しを進めており、町といたしましては、県の動向に合わせて進めていきたいと存じます。

平成二十六年に、基礎調査のもと準備して、データの収集及び整理を行っております。

本年度は、岐阜県構想見直しにおける市町村作業マニュアル、現時点で作業中の内容を踏まえ、現在設定されている処理区域の見直し案を策定したいと考えております。

それから三番目、終末処理場の現状と今後の修繕・整備計画という件についてでございますが、最初に、下水道終末処理場の現状について、公共下水道事業の中部浄化センターから説明をさせていただきます。

中部浄化センターでは、平成十二年七月に供用を開始し、約十五年半経過しております。下水処理水量は、処理能力日最大三千八百立方メートルに對しまして、平成二十六年年度実績として日平均二千二百八十四立方メートル、年間約八十三万四千立方メートル処理しております。

次に、農業集落排水事業の上多度浄化センターの現状でございますが、上多度浄化センターでは、平成十四年十一月に供用を開始いたしましたして、十三年経過をしております。下水処理水量は、処理能力日最大百七十七立方メートルに對しまして、平成二十六年年度実績として日平均百十六立方メートル、年間約四万二千立方メートルを処理いたしております。

次に、コミュニティ・プラント事業の大場平東コミュニティ・プラントの現状でございますが、大場平東コミュニティ・プラントは、平成二十一年四月に供用を開始いたしましたして、六年半経過をしております。下水処理水量は、処理能力日最大五百四十立方メートルに對しまして、平成二十六年年度実績といたしましては日平均二百三十二立方メートル、年間約八万五千立方メートルを処理いたしております。

修繕・整備計画につきましては、公共下水道事業の中部浄化センターは長寿命計画を策定し、耐用年数の短い電気設備から更新していく予定でございます。五カ年計画に基づきまして、平成二十八年度から総事業費七千五百八十万円を計画しております。上多度浄化センター及び大場平東コミュニティ・プラントにつきましては、随時更新していきたいと考えております。

四番目の高度処理型合併浄化槽の現在の設置数及び設置率という件についてでございます。

高度処理型合併浄化槽設置事業の補助交付件数、平成十二年度から平成二十六年までの合計は千八百二十四基で、直近の二年では平成二十五年が百十件、平成二十六年が百五件でございます。なお、補助金の交付を受けずに設置したのもございますので、合併浄化槽の設置数としては二千九百九十四基でございます。世帯に対する割合では二・四％でございます。

続きまして、五番目の下水道事業を見直した場合の高度処理型合併浄化槽への補助金の増額はという御質問に対してのお答えでございます。

町ではいまだにくみ取りや単独浄化槽の占める割合が高く、これは今四七％ございますが、生活雑排水が河川へ排出され、水質汚濁が懸念されているところであり、生活排水による汚濁の負荷を軽減し、生活環境の保全を図るため、下水道への加入または高度処理型合併浄化槽の設置を推進しているところでございます。

高度処理型合併浄化槽を設置する場合は、補助金交付要綱に従い、五人槽で四十四万四千円、これは国・県・町が三分の一ずつの、十四万八千円を補助いたします。各十四万八千円ずつの補助で、四十四万四千円ということでございます。七人槽までが同じように、四十八万六千円、十人槽までが五十七万六千円を補助い

たしております。

設置工事費における補助割合でございますが、浄化槽本体の設置工事費は五人槽で平均八十四万円でございまして、補助率はおおむね五三％になります。七人槽では、設置工事費の平均が百六万四千円で、補助率はおおむね四六％となります。十人槽では、設置工事費の平均は百五十万七千円で、補助率は三八％ということになります。

現在の年間補助件数は、循環型社会形成推進地域計画に基づきまして、国が年度当初に示してくる金額を上限としておりますので、年度によっては申請者全員が補助を受けられず、年度の途中で打ち切ることもございました。

下水道計画の見直しがされますと、合併浄化槽の設置を推進するわけでございますが、その推進策につきましては、見直し状況を見据えながら検討をしてみたいと思います。

六番目の公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の起債残高と今後の償還年次ということでございますけれども、公共下水道事業の起債合計は四十四億四千九百三十四万四千円、起債残高は二十七億六千二百四十七万二千七百四十七円、償還年次は平成五十三年度まででございます。

農業集落排水事業の起債合計は三億七千万円、起債残高は一億九千六百八十三万六千六百二十九円、償還年次は平成四十三年度まででございます。

コミュニティ・プラント事業起債合計は四億六千五百五十万円、起債残高は三億三千七百一十九万九千三百三十五円、償還年次は平成三十五年まででございます。

以上で、御回答とさせていただきます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、町長から答弁をいただきましたが、このまま進めていったら、総合計で二百十億円ぐらいかかるということ、これはまず養老町の財政からいってできません。見直しは待ったなしです。

それから、中部処理区の未整備地区においても今後二十二億かかるというようなことで、これも多分できないということで、早急に見直し策を検討していただいて、烏江地区、西部地区につきましては、先ほど答弁いただきました高度処理でも対応できいくというようなお話でございました。

その中で、高度処理合併浄化槽への補助金の増額ということで質問をいたしました、公共下水、農集へのこの二事業への一般会計からの毎年の繰り入れが二億五千万ございます。これを一戸当たりで割りますと、毎年十四万円一般会計から負担をしているということ、高度処理をやった家庭においては、一切、管理・運営面で養老町は財政負担がありません。先ほどお聞きしました補助金の中においても、五人槽で三分の一、養老町は十四万八千円負担をしているだけでありまして、それで、あとは高度処理を設置した人は自分で管理してくださいということになります。

これは、町民にとって本当に公平、公正であるかといったら、私は不公平であるとか考えられません。どうかこの補助金を上げるか、それとも運営経費を補助するか、一戸に一年一百万円に補助をしても二千万足らずです。この公共下水に一般会計から繰り入れている金額の十分の一にも満たないということは、数字の上で明白でございます。どうか高度処理を設置することを推進するならば、養老町の補助金の設置の増額も含め、検討していただ

くよう町長のお考えを再度お聞きいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この下水道問題につきましては、まさに松永議員のおっしゃったとおりでございます。

今後、下水道事業をこのまま継続していくというのは、おっしゃるとおり不可能でございます。それによって、高度合併浄化槽への変換をしていくわけでございますけれども、この見直しにつきましては、県・国等の方針もございまして、本年度と来年度をかけて、我が町の計画を立て、県との調整をしながら進めていくこととなります。そして、いわゆる一般会計からの繰り出しの多い下水道事業に関してでございますが、まさにこの点が一番の問題になるかというふうに思います。

受益者負担ということになれば、下水道を引かれた方たちに今よりも何倍もの経費がかかってくるということになりますし、また合併浄化槽で進めるということになれば、受益者負担は丸々一〇〇%個人方が持つていただくというようなことになるわけで、この点についての整合性をどのような形ととっていくかということが見直しの中で一番大きな問題になるかというふうに思います。

この点をきちんと検討、話し合いをした中で高度処理型の合併浄化槽への移行ということを強く進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、県の方針が出て、町との整合性をとりながらということでございますので、この一年以内の間にそういった場所で話し合いを進めていけるといふふうに考えております。

以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 下水道の見直しについては、早急に進めていくということで、ぜひ期待をしております。

続いて二点目のTPP環太平洋連携協定対策と農業振興施策についてを質問いたします。

政府は去る十月二十日、TPPの関税分野に関する大筋合意の全文を公表いたしました。日本の農林水産物二千三百二十八品目のうち、約八一％の関税が最終的には撤廃されることとなりました。既に無税のものも含め、協定発効で約五一％の関税を即時撤廃することを明らかにいたしました。

日本は貿易立国でありますので、TPPのメリットも多くあると思っております。しかし、農業関係においては大きなダメージを受けます。前例のない農業分野の急速な貿易自由化に対し、農業関係者から不安の声が相次いでおります。

養老町の主産業は農業であり、その中でも中心となっているのが稲作で、米であります。今回のTPPの中でミニマムアクセスの七十七万トンに加え、アメリカから七万トン、オーストラリアから八千四百トンが明示されました。米の消費が毎年七万トンほど減っている中で、米価の下落は否めません。本町においては、土地改良事業が昭和四十年前後に行われ、用・排水分離がされておる地域は非常に少ない。圃場の規模も小さくて、大規模農業には対応できていないと考えております。農業の体質を転換し、大区画によって生産効率の向上が求められております。また、農産物の地産地消も促進をし、養老町農業の活性化が必要であります。これらを鑑みて、次の質問をいたします。

以前から、岩瀬議員また大橋議員が質問していただきました土地改良組合の合併、これと圃場整備の進捗状況と今後の計画をお尋ね

いたします。

二点目、農業後継者育成と農業特産品の施策についてをどのように考えておられるか。そして、地産地消と販売所の拡充施策についてお尋ねをいたします。

最後、四点目でございますが、中間管理機構が二年前から実施されておりますが、この中間管理機構と、以前集約をしております利用権設定で個人と農協との契約の中での兼ね合いはどのようになっておるか。特に営農組合、農業法人、担い手の連携、この中で先ほども申しましたように中間管理機構は地域の中で対応していくというようなことを聞いておりますので、担い手についてはいろんな方から要望を受けて、各地で生産もしております。そういう営農組合、そして地域の担い手、その中間管理機構の割り振りはどのように対応されていくのか、この点をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、TPPについて少しお話をさせていただきたいと思っております。

環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPP協定の参加は、アジア太平洋地域の成長を我が国に取り込んで、日本経済を活性化するための原動力になると期待されているところではございますが、TPP協定への参加によりまして関税が撤廃されると、安価な輸入農畜産物の増加が予想され、稲作を中心とする零細な個別経営農家等への影響が大変懸念されることから、農林水産業の持続的発展が可能となるようその再生・強化が喫緊の課題となっております。

政府は、T P P交渉の大筋合意を受け、農林水産物と食品の輸
出額を一兆円にする目標を平成三十二年から前倒しをして達成す
ることを目指すことや、農家の保護策などを盛り込んだ総合的な
T P P関連政策大綱を本年十一月二十五日に決定をいたしました。
総合的なT P P関連政策大綱では、関税の撤廃や引き下げなど
による影響が懸念される農林水産業に関して、成長産業化を促進
するための体質強化策や、米など農産物にかかわる農家の保護策
が盛り込まれております。

特に、攻めの農林水産業への転換を図るため、生産者の競争力
強化と米や麦など重要五項目の経営安定化が柱となっております、こ
のうち、生産力の競争力を強化する対策で、次世代の担い手の育
成に向けて、農業機械や施設の設定投資への支援を強化するほか、
耕作されなくなった農地を意欲のある生産者に貸し出して大規模
化を図る農地中間管理機構、いわゆる農地バンクの取り組みを拡
充するとしております。

また、国際競争力の強化に向けて、収益性の高い作物への切り
かえを行う生産者の支援や新たな国産ブランドの品種の開発を強
化することも支援していくこととしております。

畜産と酪農の収益力の強化では、農家が新しい設備を導入する
際に費用の一部を補助する畜産クラスター事業を拡充するとし
ており、緊急に実施すべき対策については、国の補正予算編成等
で対策が講じられるものと考えておりますが、本町におきましても、
今後の国や県の具体的な施策を注視するとともに、生産者の所得
向上につながる方策を検討していく必要があると考えております。
そこで、一つ目の土地改良区の合併と圃場整備の進捗状況と今
後の計画という質問に対してお答えをさせていただきます。

本町の圃場整備事業は、伊勢湾台風後の救農土木に始まり、平

成二十三年度に完了した下池西部地区での経営体育成基盤整備事
業で、ほぼ一〇〇%完了いたしました。水田の圃場における用
排水の分離施工がされているのは全水田の五一・一%で、そのう
ち、パイプラインが施行してある圃場が三四・八%、暗渠排水の
整備圃場が一・九%となっております。

しかし、町の東部地域においては、水田区域が十アール区画と
なっており、道路は狭小で、水路は用排水兼用となっていること
から大型機械の導入など農業の近代化や水田の汎用化が図られて
いない状況でございます。また近年農業を取り巻く環境は大きく
変貌し、米価の下落や耕作者の高齢化とともに意欲の低下が進ん
でいる現状でもございます。

こうした中で、効率的な農業を展開するためには、特に汎用化
水田になっていない地域について、再圃場整備による大区画化を
進める必要があると考えておりますので、土地改良区の再編等を
含め、養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会で議論を進め
ているところでございます。今後の基盤整備の方向については、
本年度内に基本的な構想（案）の取りまとめを行いたいと考えて
おります。

次に、二つ目の農業後継者育成と特産農産物の施策についてで
ございます。

農業の喫緊の課題として、後継者育成や農産物ブランド化の向
上、六次産業化といった農商工連携が上げられます。そして、こ
れらをどう捉え、その支援をどのように考えていくかが現在の農
業施策の重要なポイントではないかと思えます。農業者にとって
はどの課題も深刻な問題であると捉えて、従来の支援策に加えて、
拡充策も検討していきたいと考えております。

その中の後継者育成においては、商工会女性部が行う婚活事業

等の中で、お見合いイベント等への参加による配偶者の確保や効率的な営農環境整備の支援、法人化の促進により収入面でも魅力のあるような力強い農業経営体を育成していきたいと考えております。

農産物ブランド化の向上と農商工連携については、農産物の積極的なPR、新商品開発に対する補助制度の創設や商工業者との連携のための支援を検討してまいります。

また、販路拡大施策については、より一層やる気が出せる魅力ある農産物と位置づける必要があります。それは自分でつくった安心・安全な農産物が多くの人に食べてもらい、喜んでもらえること、そして売れることだと思いますので、公に認められたもの、つまりブランド化された農産物であることも重要な要素であると考えます。

本町のまちづくりビジョン、新生養老まちづくり構想の中でも、地元の食材を生かしたものの開発・販売戦略の策定が掲げられており、魅力ある商品や製品の販売戦略を町内外で展開していくものとしております。

その一環として、今年度から養老町特産ブランド認証事業を実施しており、この事業では、その製品の独自性（養老らしさ）や信頼性、優位性、市場性、将来性、波及効果これは地域貢献を審査し、認証することで付加価値をつけ、今ある農産物をブラッシュアップできるように、また販路を拡大できるように仕組みづくりを行っていききたいと考えておりますが、まずは、町民へのPRにより、認知度をアップしていききたいと思っておりますし、農業者はもとよりJAや商工会とも連携を図り、町全体の取り組みとして、さらに研究していききたいと考えております。

次に、三つ目の地産地消と販売所の拡充施策についてでございます

ます。

町では、農業体験を通じた食育の推進や、学校給食地産地消事業を実施して地元農産物の消費拡大を推進しているところがございますが、さらなる地元農産物の消費拡大を図るには、販売所等の拡充も必要であります。

町内には、地産地消施設としてJAが展開するファーマーズマーケット等がありますが、今後計画される大型商業施設や道の駅などでの地元農産物の販売ブースの設置をしていただけるよう働きかけも検討していききたいと思っております。

言うまでもなく地産地消は、消費者にとっては、身近な場所から新鮮な農産物を購入できるようになり、また生産者にとっては、地域の消費者ニーズを的確に捉えた効率のよい生産や流通が可能になりますので、関係事業者との連携強化を図っていききたいと考えております。

次に、四つ目の農地中間管理機構と農地集積対策についてであります。

担い手への農地集積の状況は、平成二十七年三月末現在で、県全体では三〇・七%となっておりますが、本町における担い手への農地集積率は五七%で、利用権設定をしない農作業受委託を含めると六八%が担い手に農地集積をされております。

町が策定しております農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想では、平成三十五年度の農地集積目標を七八%と設定しておりますが、達成できるものと考えております。

また、農業経営体の強化策として、任意集落営農組合が法人化への取り組みを積極的に行っており、昨年度は二件、本年度も三件の法人化が進み、全体で十七経営体が法人化され、農業経営体の基盤強化に取り組んでいるところでございます。

農地中間管理機構を活用した農地集積につきましては、地域の中心となる経営体への農地集積を円滑に進めるため、毎年、農地の貸し付け希望者の募集を行うとともに、個人の担い手や、集落営農組織等との協議を重ね、農地の利用集積計画を策定しております。

平成二十六年度では四十・五ヘクタール、今年度は約五百四十ヘクタールの農地が機構に貸し付けられ、本町の耕地面積の約二二％が農地中間管理機構を介して担い手へ貸し付けられることとなりました。この農地中間管理事業は、農地の貸し付け等を行った地域や出し手に対し協力が交付される制度となっており、今後とも増加すると考えられます。

これにより、機構はまとまった農地を地域の担い手へ貸し出すこととなりますが、農地の集約という観点から見ますと、それぞれの担い手が借り受けた農地が点在している状況でもありますので、人・農地プランの見直しを図るなど、農地中間管理機構やJAと連携をさらに強化して効率的な農業経営が展開できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 答弁いただきまして、特に多芸輪中の東部地区については十五年前の東部農地再編整備事業が流れまして、その後一向に大区画の整備がされておられません。今後必要な事業であると思っております。けさの農業新聞でございますが、四千八億円、百四十億円ぐらいの上積みがされたということで、特にその中で農村整備事業の中で、農地のさらなる大区画化、汎用化、これについて二〇一五年度の補正予算で一千億円が計上され

ておりますので、ぜひその受け皿もつくっていただいで、また来年度からそういうような予算がいろいろTPP対策として出てくると考えております。

養老町においても、その整備事業を受ける受け皿をしっかりとつくっていただいで、今後の農業振興施策に反映していただきますことをお願いし、終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、十番 松永民夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十二時四十五分といたします。

議員の皆様は、議員控え室にお集まりください。

（午前十一時四十七分 休憩）

（午後 〇時四十五分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、三点で質問をいたします。

最初に、改良住宅問題について取り上げます。

平成二十四年三月十五日の第一回養老町定例議会一般質問で大橋町長は、四月から建設課に改良住宅対策室を新設し、当面二名の職員を配置予定し、払い下げの時期に伴い増員も検討し、この解決のために、スピード感を持ち、取り組むと明言されたのは記憶に新しいところです。この間、三年八カ月、事業推進を目的に設置された改良住宅対策室の評価と課題について、まずお伺いいたします。

二点目は、現時点で四百八十二戸の改良住宅の入居実態につい

て伺います。

平成二十六年三月、改良住宅居住状況調査集計表最終版によれば、四百八十二戸の住宅総数のうち、契約者居住百五十九戸、未承継者居住百十戸、転貸し百二戸、空き家未返却九十八戸、空き家返却済み十三戸と報告をしています。

三点目は、平成二十四年八月十日開催の改編改良住宅特別委員会資料、改良住宅適正管理に向けた実施、手順スケジュール案の進捗状況について伺います。

その案には、滞納問題、承継問題、転貸し問題、明け渡し問題、更新住宅問題、家賃問題、用途廃止計画と七項目での対策を、事業名、事業内容、留意点と整理し、時系列で取り組みの姿勢を示したものでございます。

四点目は、弁護士法人へのこれまでの費用の支出総額と、今後想定される予算の見通しについて伺います。

町と弁護士法人との顧問契約については、おおむね次のように承知しています。顧問料月十万円、明け渡し業務を含む滞納金回収業務及び回収金額における成功報酬金、内容証明郵便町名義発送の事務代行、弁護士法人名義の内容証明の発行着手金、提訴の提起、町名義の内容証明を百件に送付し、法人名義の内容証明を十件に送付し、訴訟を五件提起することを仮定すると、四百二十万七千円としています。

五点目は、本年六月五日以降、改良住宅特別委員会の招集がない中で本会議に専決処分の報告が上程されました。これまで担当課は、提訴や和解の段階で検討部会などを承をとり、特別委員会に報告すると約束してきました。今回のこのような町の対応は、当該委員への失墜と当委員会軽視ではありませんか。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

事業推進での評価と課題ということについてでございますけれども、改良住宅対策につきましては、改良住宅の円滑な用途廃止などの推進を図るために、地元で平成十七年六月から改良住宅対策委員会が設立され、平成二十一年十二月から議会議員も参画いただいている養老町改良住宅特別委員会を設置いたしております。町においては、さらなる事業推進のため、平成二十四年から建設課内に改良住宅対策室を設置して進めているところでございます。

現在は、法的措置を進める中で平成二十六年五月に、悪質滞納者で、かつ空き家または又貸しとなっている者から百三件の法的措置対象者を選定し、平成二十六年六月五日に内容証明文書を送付いたしました。そのうち、現在の内容証明郵便の配達済みが七十六件、契約者死亡等による未配達が二十七件となっております。内容証明郵便配達済み七十六件のうち、滞納家賃の完納、誓約済み二十二件、相談中が二十六件、未相談が十一件、分納誓約をしたが誓約違反が九件、訴訟関係が八件となっております。

このような取り組みにより、現在までに自主的な返却を含め十一件の住宅が返却され、返却済み戸数は二十二戸となっているなど一定の効果が認められるものの、個々の事情がさまざまに改良住宅の問題の解決に時間がかかっており、用途廃止に向けての手續などに着手できておりません。十二月議会当初の挨拶の中でも申し上げましたが、裁判等は予定しておりましたより相当な時間が必要であると感じているところでございます。

このような現状ではございますが、今後も用途廃止の手續等事務処理の増加や現地対応対策が必要になることが予測されますが、引き続き強力に推進していきたいと考えております。

二点目の改良住宅の入居実態でございますけれども、現時点での改良住宅の入居実態につきましては、改良住宅総戸数四百八十二戸のうち、契約中の住宅が四百六十戸、返却戸数は二十二戸となっております。契約中の住宅の内訳といたしましては、契約者が入居している住宅が百八十一戸、契約者から入居承継ができていない未承継者が入居している住宅が九十七戸、又借り者が入居している住宅が九十三戸、契約中でありますけれども、空き家状態となっている住宅が八十九戸となっております。

三番目の実施スケジュール案の進捗状況ということでございますけれども、改良住宅適正管理に向けた実施手順スケジュールの中で、住宅家賃の滞納問題と住宅の契約者の承継問題に関して、関連要綱や基準の策定についてはややおくれましたが、滞納整理の実施や承継手順はスケジュールのとおり順次を進めております。住宅の転貸、いわゆる又貸しでございますが、明け渡し、返却問題の基準の策定につきましては、弁護士などとも相談の上、検討を進めている状況であり、対応できるものについて明け渡し請求等を行っております。平成二十六年度より、法的措置対象者百三件について内容証明文書の送付や訴訟等を進めている状況の中で、滞納、未承継、又貸し、明け渡し問題の解消に重点を置いて進めておりますが、さまざまな課題が見えてきたところであり、一定の見通しが立った時点で次の段階に進みたいと考えております。このようなことから、更新住宅問題、家賃問題、用途廃止、いわゆる払い下げ計画については着手できておりませんが、今後も早急に用途廃止計画に着手できるよう推進してまいりたいと考えております。

それから、弁護士への総支出額と、想定される予算ということでございますが、弁護士法人への支払いは、平成二十五年から平

成二十六年度末において五百三十一万二千二百六十四円、平成二十七年年度の支払い予想額は約七百三十八万八千円、総額では約一千二百七十万円となります。平成二十八年度も引き続き法的措置を含めた対応を進めていくこととなりますが、裁判等の費用は一件当たり約九十万円、そのほか顧問料や文書作成業務等も含め、今年度と同程度の予算計上をお願いすることになると思われま

す。最後、五番目の質問でございますが、招集がない中での専決処分ということでございますけれども、本年度は、法的措置対象者として選定した百三件のうち、未相談者分十一件、相談中で分納誓約の違反者九件について、弁護士事務所より八月から九月に再請求文書を送付し、遅くとも十一月下旬には法的措置対象者を選定し、十二月議会前に改良住宅特別委員会を開催して、これまでの訴訟等の経過説明と法的措置対象者選定案の御意見をいただく予定でございます。

しかし、弁護士事務所などとの相談や生活保護世帯の取り扱い、文書内容及び訴訟に発展する可能性のある案件について、資料の精査等に時間を要しまして、十一月中旬に文書の送付ができたところで、文書送達確認等にも時間がかかりまして、現在最終の取りまとめを行っておるところでございます。遅くとも二月初旬までには訴訟の結果等の報告と、今後の法的措置対象者の選定案や家賃滞納はないが又貸し状態の住宅対策として、住宅契約者に対する文書発送者リスト等の説明をしていく予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子。

○十三番（水谷久美子君） 再質問させていただきます。

入居実態で深刻なのは、今もなお又貸しや又借りなどの不正入

居が平然と行われていることとございます。

お尋ねします。

改良住宅入居者選考審査会の組織は機能しているのでしょうか。昨年度と今年度において、審査会への町長の諮問はあったのでしょうか。

平成二十四年八月十日、改良住宅特別委員会に弁護士が参画し、二〇一四年四月、弁護士法人との業務委託契約締結で法的措置を講じてから改良住宅管理条例第五条第一項に基づく改良住宅へ入居を希望する者が、町長に入居資格について承認を申請した件数はあるのでしょうか。さらに、同三項に基づく承認や承認の決定実績について伺います。

二点目は、悪質滞納者や転貸し契約者、不適正な承継などが適正な管理へとめどが立った段階で、家賃の改正や払い下げの希望者への施策を講じるとの方針ですが、平成二十五年八月に報告された集積表では、払い下げ希望について、「早急に希望」「価格によって希望する」との回答は約三三％、特に松原住宅で五七・七％、三神東住宅で四〇％との住民の意思が寄せられています。私は、町の方針を検討し、払い下げ希望の方々の要望に町が譲渡処分に向けた検討こそが不正入居問題などを同時進行させるための是正につながる、その施策こそが今求められていることだと考えますが、御見解について伺います。

三点目は、平成二十七年二月二十六日、第十三回改良住宅特別委員会、今後の法的措置などの実施に向けた町の日程案が示されました。本年十月に法的措置など検討部会を招集し、提訴対象者の選定をする。その上で、十一月初旬に提訴対象者の報告、承認を求めるといふものです。改良住宅特別委員会は、先ほどの答弁では十一月の中下旬というふうなことでしたけれども、改良住

宅特別委員会は招集されませんでしたけれども、法的措置など検討部会は開かれたのでしょうか。町長も、議会で、改良住宅特別委員会でも十分な御検討と御協議をいただき、そして承認をいただき、スケジュール案に沿って粛々と進めるということでしたが、先ほどの答弁では、全く改良住宅特別委員会、また部会についての報告がないということとを合理化するような答弁だったと思いますが、もう一度その点でお尋ねをしたいと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず第一点目の承認云々の問題につきましては、ちよつと課長のほうからお答えをさせていただきます。それは、ちよつと課長のほうからお答えをさせていただきます。

それから、二点目の払い下げに向けてを進めていくことが解決するというものではございますけれども、この改良住宅の問題は、用途廃止をすることから始まるというふうな思っております。そのために、今、用途廃止に向けての作業を進めているというふうな御理解をいただきたいと思えます。

それから、今年度の部会日程等でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、非常に裁判等に関しては時間がかかるというようなことで、担当のほうも作業が回っておりまして開かれなかったというようなことでございます。大変申しわけないとは思っておりますけれども、できるだけこういふことのないように委員会のほうの御意見を伺いながら今後も進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（野村永一君） 前田建設課長、補足答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 水谷議員の再質問にお答えします。

まず改良住宅の選考審査会の開催があったのかという御質問でしたのですけれども、町営住宅の選考審査会は行われましたが、改良住宅のほうはやっておりません。

それともう一つ、払い下げの関係の話がありましたのですけれども、県のほうからの指導が、適正管理が先決であるということでありましたので、そちらのほうを今重視して進んでいるということでございます。

あと、法的措置検討部会ですね。こちらのほうが九月、十月、十一月にあったのかという御質問にしましては、法定部会のほうも開催をしております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子。

○十三番（水谷久美子君） 払い下げを希望される方々からは、いつになったら払い下げをもらえるのかという声に対して、私たち議員はその方々に何と答えればいいんですか、一点教えてください。

それから、一千二百七十万円これまで弁護士費用をかけていて、きのう、おとといも又貸しをして不適正な家賃だというふうな情報が寄せられたわけです。一方では、このような税金を使って法的にきちっと解決していこう、だけれども、そういう不正入居ができることこそが非常に問題であるというふうに思います。

また、本年のふるさとフェスタ議会のブースで住民の方から、改良住宅の適正管理に向けた町の対応についての文書が持ち家なのに自宅に配付されたと怒りの声も寄せられています。さらに、斎苑問題の記事は広報で何回も載せられているのに、改良住宅の問題では全く記事がないと、町も含めた議会への叱咤激励もございました。さらに、十二月二日の第五回養老町計画審議会でも改

良住宅問題の解決を一日も早く解決することへの強い要望がありました。改良住宅の問題解決は、町や議会とともに町民的な課題です。

広報「よろろう」での定期的な掲載も大切だと思います。新しい又貸し・又借りなどの不正入居を一人も出さないためにどうすべきか、スピード感を持って用途の見直し、払い下げに向けた取り組みを具体化するにはどうすべきか。今ある条例も含め、先ほど改良住宅の入居者選考委員会も全然開かれていないという状況の中で不正入居もなされているわけですので、その機能を果たすのならどういふことをして改正していかなければいけないのか、十分議論の余地があるというふうに私は思います。

平成二十七年年度の施政方針で大橋町長は、平成二十二年十二月の町長就任以来、一貫して公正・公平な町政経営と町民が主役である協働のまちづくりを進めてきたと言いつつ、述べられています。その上で本会議の冒頭、先ほどありましたように、ことしの反省点として、改良住宅問題での難しさを実感していると述べられました。新年度でのこの事業解決への決意をお聞かせいただきたいと思えます。

あわせて、長谷川副町長、高木参事にはそれぞれの職責の中で、四月よりピュアな心でこの養老町の町政課題と向き合ってこられたと推察しています。町職員が経験し得ない豊かな行政経験もありであるはずで、解決に向け何が一番大切なことなのか、一言ずつお答えください。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

この改良住宅の問題につきましては、一貫して毅然とした態度

で臨むと、法的措置も辞さないということを申し上げてきております。ただ、その難しさというのは、本年実際に弁護士等との協議の中で訴訟に持ち込むまでの難しさ、それから訴訟になってからの難しさというものも感じているところでございます。

ただ、払い下げということにつきましては、先ほども述べましたように、用途廃止をすることが前提でありますし、この用途廃止をするためには、県等の意見を伺いますと、適正管理がなされているということをお示さなければならぬということでございます。ですから、こうした法的措置も含めて管理を適正に行おうとしているんだという姿を見せた上において、用途廃止に向けてかかっていかなければならないというふうに思います。払い下げを希望しておみえになる方々のことも存じておりますけれども、用途廃止がされなければ払い下げもできないということでございますので、スピード感がないと言われればそれまでですが、スピード感がなくとも職員も廃止に向けて、また弁護士も真摯に取り組んでいただいているというふうに思っております。来年度もより一層スピード感を持って取り組んでいくということをお約束させていただきますというふうに考えております。以上です。

○議長（野村永一君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） この大きな町政の問題についてどう考えるか、どう捉えているかというようなお話だったかと思えます。私も四月以降参りまして、斎苑問題とかいろいろ養老町にとって大きな問題に直面したわけでございますが、やっぱり私が感じておりますのは、担当者だけがこの事務を考えるのではなくて、組織的に対応していく必要があるというふうに思っております。組織として考えるということが、やっぱり養老町全体としていろんなもの、力を使いながら課題解決につながっていくものと思

ます。その中にはもちろん議会の先生方のお力もあるかと思えますので、よろしく御協力いただければと思っております。以上です。

○議長（野村永一君） 高木産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事（高木伸一君） 水谷議員の御質問にお答えします。

改良住宅の適正管理に向けた取り組みについては、個々の事情もあり、当初の予定どおりに進んでいないという状況はありますが、これまでに住宅の返却戸数が二十二戸となるなど一定の成果は出ており、この取り組みの方向性としては間違ったものではないと考えております。今後この取り組みを着実に進めていくには、改良住宅を適正な状態に戻すという最終目標をしっかり持って、いつまでに何をするのかという明確にしたスケジュールを立てて取り組んでいく必要があると考えております。

今後は、改良住宅の適正管理に向けてスケジュール管理をしっかりとしながら、スピード感を持ってより一層の努力を重ねてまいります。御理解をお願いします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、高齢者運転免許証の自主返納についての見解を求めます。

高齢者が運転していた車が交通事故を起こしたというニュースが後を絶ちません。警察庁の統計によると、ことし十月から十月に起きた車両運転者の交通死亡事故は二千八百七十一件で、このうち六十五歳以上が七百九十四件と二七・七%を占めたと報告しています。

また、ことし十月末までの運転免許証保有者十万人当たりの死

亡事故件数は、六十五歳以上が四・四八件で、年齢層別で見ると、六十五歳から六十九歳三・三七件、七十歳から七十四歳で三・九六件、そして七十五歳以上が八・一四件と加齢が進むほど増加する傾向にあります。

今月、広報「ようろう」とともに回覧された岐阜県警交通企画課発行のラピー通信第三十一号でも、県内交通死亡事故激増との大見出しで、十月十六日から同月二十九日の間で高齢者が関与する交通死亡事故が七件で、七十歳代運転者と啓発をしています。そうした中、ことし六月に成立した改正道路交通法で七十五歳以上のドライバーは、運転免許証の更新時に受ける認知機能検査で認知症の疑いがあるとわかれば過去に交通違反がない人でも医師の診断を受けることが義務づけられました。しかし、現実は大変複雑で、家族だけで対応するのは難しく、独居高齢者もふえる中、車を運転しなくても生活できる仕組みをさらに検討、改善しなければならぬと考えます。

そこで次の点で伺います。

一、高齢者の運転免許証自主返納を当町の支援事業として取り組むことへの考えについて伺います。

二点目は、町単独や、また商工会や観光協会のもとで運転経歴証明書交付手数料の全額助成やデマンドバスやタクシー、あるいは養老鉄道などの運賃の割引、また町内の日帰り温泉の利用割引など検討する考えはないか、その二点についてお尋ねをいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 御質問にお答えをいたします。

町内において、ことし一月一日から十月三十一日までの間に発生した人身事故は六十七件中十四件、約二一%が六十五歳以上の

方の運転によるものであり、さらにそのうち四件が八十歳以上の方の運転によるものであり、高い数字を示しております。

本町において高齢者の交通安全対策といたしまして、高齢者交通安全大学校の開講、交通安全シルバリーリーダーによる啓発活動、また出前講座を随時開講しており、自主返納についても説明をしているところでございます。

交通事故抑止として、高齢者が運転免許証を自主返納することは意義あることで推進すべきものであると考えますが、返納はあくまで本人の意思によるものであり、それぞれの家庭や環境による運転免許証の必要度は異なると思います。高齢者の方々は生活の足がなくなることへの不安等から返納できないことが考えられますので、その対策といたしまして、運転経歴証明書の提示によるオンデマンドバスの半額割引がございました。乗車一回二百円が百円となり、パスポート、いわゆる定期券は一月三千円が千五百円で購入できます。運転経歴証明書の作成は警察署等で申請し、手数料が千円かかりますが、手数料以上にメリットのあるサービスとなっておりまして、自家用車にかわる交通機関としてオンデマンドバスを御利用いただければと存じます。

なお、養老警察署において自主返納された方にオンデマンドバスの割引のPRを通して運転経歴証明書の作成を進めていただいておりますが、さらなるPRなどが必要であると考えます。自主返納者へ公共交通機関の回数券等の交付を行っている自治体があることは存じておりますが、一回限りのサービスであることが多く、本町のオンデマンドバスの半額利用は何度も利用できる有効な支援策であると考えますので、継続して行ってまいります。今後、さらに自主返納者をふやす取り組みといたしまして、養老鉄道への利用促進につながることから、一日フリー切符等の乗車券

を交付することについて検討してまいります。

また、商工や観光事業において自主返納による支援事業は今のところ行っておりませんが、商工会が高齢者や体の不自由な方などに買い物弱者への支援事業として、電話やフアクスなどで商品注文できる買い物支援サービスが行われており、車の乗れない方などへの支援事業を行っていただいております。今後、商工会や観光協会等へは、自主返納者への支援事業についてさらなる御理解をいただけるよう、周知をしていきたいと考えております。

町といたしましては、高齢者へのサービスを行うことにより運転免許証の自主返納を勧め、交通事故防止対策を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子。

○十三番（水谷久美子君） 町長も申されましたように、免許証の返納は本人の申し出がない限り、大変難しいのが実情です。年齢で返納を決めるのも人間の尊厳や人権にもかかわる問題です。免許証がなくなつた高齢者の日常生活を町や地域がどのように支援していくのか。また、地域包括支援センターや社会福祉協議会などが主催する会議の新しいテーマでもあると考えます。先ほど出前講座にもこの自主返納がということでしたけれども、これはそういう福祉面で位置づけられた講座なのでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

また一方で、ぶつからない、ぶつけない車の開発も実証実験を始めていると報道されています。アクセルとブレーキを一つにしたワンペダル装置も注目されています。

いずれにいたしましても、団塊世代が後期高齢者になる二〇二

五年も迫っています。町は、高齢者の自動車運転に具体的な施策として、さらに問題意識を高めていただきたいと考えるものです。高齢者の交通事故で、人生の最後に危険運転致死傷という罪を負うというのはとても不条理な結末だと考えます。お答えいただければ幸いです。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 県の統計でも高齢者の交通事故に占める割合というのは年々高くなってきているということですが、先ほども申しましたが、あくまで自主返納であるということですが、これを一つの大きな社会的な問題として捉え、高齢者の方々にはできる限り返納していただくような支援策をとっていくべきだということに考えております。

先ほど出前講座等と言いましたけれども、そういう面においても、事に触れ、やはり返納のメリットではないかもしれませんが、最後にも、最後に水谷議員がおっしゃったように、やはり車を運転して高齢であるゆえに事故を起こしたというようなことで生涯を閉じていくようなことのないように、やはり町民一人一人が高齢者のみならず、その意識を持つて取り組んでいけるような施策を今後考えていきたいというふうに考えております。よろしく御協力の方でもお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子。

○十三番（水谷久美子君） それでは、最後の教育行政について、二点で伺います。

一点目は、小・中学校の教室にエアコン設置やトイレの洋式化などの環境整備について、教育長の見解を求めるものです。

二〇二〇年（平成三十二年）を最終年にした町の第五次総合計

画（絆プラン）では、教育環境の整備として、施設改修や整備の維持管理、補修、更新を計画的に進める、安全な教育施設を確保するとうたっていますが、具体的にはエアコン設置やトイレの洋式化の文字はありません。地球温暖化の影響で、近年、最高気温三〇度以上の真夏日や最高気温三五度以上の猛暑日が続き、我々世代が学んだ時代とは大きな気象差があります。

エアコン設置をめぐるっては、県内外で国の元氣臨時交付金や地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起型・地方創生型スキーム活用や国庫補助金三分の一の充当を確保するなど教育環境が整備されている自治体も広がっています。時代を担う子供たちにより教育環境、学習環境を願いますが、この事業での見解を求めます。

また、トイレの洋式化については、家庭を問わず全ての施設で洋式化が進みました。就学前、洋式トイレしか使わずに当町で一年生になるという親さんの心配の声も聞いています。この点での教育長の見解を求めたいと思います。

二点目は、留守家庭児童教室の保育料の保護者負担を応能負担、所得別階層導入を平成二十六年十二月議会に引き続き求めてきましたけれども、新年度予算編成時期になり、現時点での見解を求めたいと思います。

平成二十六年十二月の町長答弁では、今後現行一律保育料から変動性を視野に検討するとの答弁がありましたので、報告をしておきます。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず一点目の町総合計画の中に教育環境の整備とあるが、全

小・中学校教室へのエアコン設置やトイレの洋式化も検討されているのかということについて、お答えさせていただきます。

総合計画の基本計画における分野別計画では、学校教育の基本施策として教育環境の整備を上げており、既に学校施設の耐震化については完了しております。現在は老朽化等に伴う改修を進めておりますが、それと並行してICT教育のためのLAN設備等の整備にも取り組んでいるところです。

エアコン設置につきましては、文部科学省の平成二十六年公立小・中学校の空調設置状況調査によりますと、全国の普通教室の平均が、普通教室全てのうちの三二・八％に空調が設置されているということです。岐阜県では一八・六％となっています。温暖化の影響により夏季の平均気温が上昇してきており、今指摘がありましたように、今後も設置数が増加するものと考えております。養老町では、現在特別教室や図書室、それから会議室等にはエアコンを設置しておりますが、普通教室には扇風機が二台あるだけでエアコンは設置されておられません。しかし、児童・生徒の生理的負担や熱中症対策としてエアコンの設置は必要と認識しておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。また、トイレの洋式化につきましては、養老町の小・中学校では設置率が三三・三％——全ての便器に対しての割合です——となっております。児童・生徒の家庭における洋式トイレの普及が一層進んでいる状況から、学校のトイレの洋式化率の向上、また授業参観や三世代交流、特別支援教育等に対応するために、高齢者や障害者、乳児に配慮した多目的トイレの設置を順次進めていく必要があるものと考えております。

ただし、和式トイレには、児童・生徒にとって足腰の鍛錬や体調の変化に気づきやすいといった利点もありますので、設置割合

については検討してまいりたいというふうに思っています。幼稚園では一方所ずつ洋式のトイレがあるんですが、ほかは全部和式になっておりまして、養老町の子供が小学校へ上がる場合、恐らく抵抗がない、そういうことを保護者から聞いていないので、今のところ抵抗はないものというふうに思っていますが、順次進めていく必要はあるだろうと思っています。

私見ではありますが、エアコン設置とトイレの洋式化については、気候変化や生活の洋式化というものが大きく影響しており、やむを得ない問題ではあります。この問題を成長期の子供たちの健康面から考えてみたいというふうに思います。エアコンについては、人間は汗をかくことによつて体温調整をしているわけですが、汗をかきにくい環境がふえてきており、体温調整機能が低下してきている児童・生徒がふえてきています。スポーツ少年団で活動している子供たちは毎日暑さの中で練習に励んでおり、体を鍛えております。ふだんから外で遊び、体を鍛えることも大切にしていかなければならないと考えております。

トイレの洋式化については、新聞報道や整形外科の話によりますと、関節がかたくて運動器がうまく機能していない児童・生徒がふえてきているということ。膝がしっかりと曲がり切らないので座れないんです、かがめない子がふえています。和式のトイレでは毎日どうしてもかがみますので、自然に膝関節を鍛えています。こういった面からも考えてみる必要があるのではないかと思っております。便利な生活ばかりに目を奪われていますと、子供の正常な成長をむしろむしろしてしまうのではないかと。どのような環境にも対応していける子供に育てていく必要があるものと考えっております。

二番目の、留守家庭児童教室保育料の所得別階層導入について

の実施の検討はという質問について、お答えさせていただきます。小学校の留守家庭児童教室、いわゆるのぞみ教室については、保護者の就労状況により、今年度より小学校四年生までの児童を対象に実施しております。現在の利用料については、利用月、利用日等の態様により一人当たり普通の月は七千円で、夏休みは一万七千円の負担をお願いしております。また、幼稚園ののぞみ教室——今年度から一時預かり事業と呼んでおりますけれども——についても、料金は同じとなっております。これらの事業は国・県の補助金を活用して実施しておりますが、留守家庭児童教室、幼稚園の一時預かり事業とも、利用料については国の一律基準は示されておりません。市町村の判断により定めることとなっております。

しかし、平成二十九年年度から認定こども園の設置を計画しておりますが、全ての地域の認定こども園化が完了するまでは、経過的に幼稚園、保育園が併存する状態になることも考えられます。利用者負担については、所得階層、保育時間、近隣市町の保育料等とのバランスのとれた金額に改正する必要があると考えております。今後、子ども・子育て会議等で検討してまいりたいと思っております。終わります。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子。

○十三番（水谷久美子君） 平成二十四年五月の県内の統計調査では、小・中学校のエアコンの平均が七%ということですので、一八・六%ということですので、一〇%普及したという中に近隣の自治体もあるというふうに思っています。もちろんエアコンの設置をめぐる問題は、いろんな議論があると思います。ですから、やはり広くこの問題で、さっき言われましたように、子ども・子育て

て会議も含め、各学校でも親に議論を広げていただきたいなというふうに思っております。

それから、トイレの関係ですけれども、先ほど足腰の訓練になるというようなことがございましたが、ある医学博士の統計では、最近非常に肛門の機能が非常に弱いという子もやっばりいて、洋式トイレをとというような医学的な見地もありますので、ぜひともそういう観点でも議論を深めていただきたいと思うんですが、それぞれエアコン、あるいはトイレの洋式化を全部行うとしたら、町の単独で、三分の一の国庫補助なしでの概算がしてあればぜひ教えていただきたいと思えますし、それから夏場の暑さ対策ですけれども、一教室二つの扇風機でということでしたが、先生たちの御自宅にある扇風機なども学校に持ってきていただいて、担任の先生なんかは対応してくださっているということも聞いておりますが、やはり水分補給も含めて、教育委員会から非常に暑い夏の暑さ対策での具体的な行政指導があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの保育料の関係ですけれども、十二月二日の第五回養老町計画審議会、恐らく課長や部長さんの中でこの会議に出席された方もあり、メモされたかもしれませんが、子育て真っ最中の小学生のお母さんが留守家庭児童教室に対して、四年生まで引き上げられて本当にありがたいが保育料が高いと。夏季休暇の三万四千円、恐らくこれはお二人、一年利用されていると思いますが、三万四千円は給料の半分が保育料だということ、ぜひ検討していただきたいという生の声もございました。また、そのお母さんだけではなくて、周りのパートや、それから臨時雇用などで働いているお母さんたちの声も代表されたというふうに私は考えておりますので、平成二十六年の教育長の議会答弁よりも

非常にトーンダウンしたような答弁ではなかったのかなと思えます。恐らく教育長は現場の教員のときに、子供たちに不可能はないと、諦めるなど、努力は必ず報われると、このような言葉で心身ももの成長を引き出されたと思うわけですので、ぜひ現場のときのように、予算も伴うので立场上、職責上、非常に難しいとは思いますが、ぜひそういう声に応えたような新年度予算、教育予算を組んでいただきたいというふうに思います。

再質問での二点の答弁をお願いします。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 初めの施設については、課長に答えてもいますが、保育料については、過去から議会で質問があったり

留守家庭の保育料については、過去から議会で質問があったりしたので他市町も調べさせていただいておりますけど、養老町が決して高いというわけではないというふうに私は認識しております。県内全て見ましたけれども、もっと高い町はたくさんあります。今後、応能負担については検討して、収入の少ない家庭については、少ない負担になるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） まずエアコンの関係の御質問ですが、先ほど教育長が県内の全普通教室に対する設置率が一八・六％とお答えしましたが、私どもで全ての中学校、あるいは小学校の全教室に設置している実態調査をいたしましたところ、岐阜県内で全ての小・中学校の普通教室にエアコンを設置している市町村は十一市町で二六・二％、小学校のみ全ての教室に設置している市町村が三市、これは近隣の海津市が入っております。それから、中学校全ての教室に入っている市町が一

市で大垣市というところでございました。

それから、国庫補助金の充当等によつて、エアコン、トイレの洋式化工事の概算はということでございます。

エアコンの設置工事につきましては、一部の学校で見積もりを業者のほうからいただきました。単純に計算して、一教室当たり約二百五十万円かかるということで、概算でございますが、全ての小・中学校の普通教室九十五教室ありますが、単純に計算しますと二億四千万円となります。

それからトイレにつきましては、これもパーテーションの附帯工事等ありますので、一便器当たり、建設課の技師等にも聞きましたら、大体六十万円前後かかるということでございましたので、現在、和式トイレの三百十八基を改修すると、約一億九千万円の経費がかかるということでございます。幼稚園の三十四基も含めますと、トイレだけで二億一千万円となります。

それから補助金につきましては、国の補助金がございます、学校施設環境改善交付金事業と申しますが、空調設備工事、エアコンですね。あるいはトイレ改修工事ともに、一校当たり四百万円以上の事業に対しまして、三分の一の補助が交付されることになっております。補助金を活用して仮定させていただきますと、総額からこの補助金を引きますと、町の単独の負担が三億円というところで試算させていただきました。以上でございます。

それから熱中症対策について、教育委員会の行政指導ということでございましたが、これは、先生方の現場の生徒に対する指導だということで回答させていただきます。

熱中症対策につきましては、運動会の練習や体育の事業、加えて長時間活動する場合におきまして、子供たちには水分補給を確実にを行うように先生方に指導していただくようお願いしております。

す。また、熱中症にかかりやすい場合ですが、睡眠不足ですね。それから朝食を抜いていると。あるいは夜更かしをしているということでございまして、朝食は必ずとるように、「早寝早起き朝ごはん」というようなことで指導をお願いしております。

また、教室内、あるいはそれほど温度が高くなっても熱中症に罹患する場合がありますので、そういうことも含めて先生方には油断しないで児童・生徒に熱中症の疑いがある場合は、速やかに水分、塩分補給、あるいは体温の冷却、場合によっては病院への搬送等適切な処置をしていただくよう先生方をお願いしておりますのでございます。以上でございます。

○十三番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（野村永一君） 以上で十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

前回ですけれども、私、小・中・幼稚園の児童、園児と申しますか、第三子以降に給食費の補助をしてはどうかという御提案をしてまいりました。この観点については、あくまでも人口減対策と。どこの町村も抱えている問題を解決するためにということで質問をさせていただきました。

で、いろいろ過去の議会でも、議員の皆さんもあれをやれ、これをやってくれという要望があります。今回、国のほうでも問題になっております軽減税率ですね、消費税の。この面におきましても、一兆円だとか、四千億だとか要りますという議論がなされております。そういう観点から、これからの養老町議会で財政の

裏づけをいかにしていくのかという観点から質問をしてみたい。これからの議会で一点ずつ町長に提案をしてみたい、こんなふうなふうに思っております。心して町長聞いてくださいよ。

今回の議会は、私、上水道事業の見直しについて質問をして、二点で提案をしてみたいと、このように思っております。質問をさせていただきます。

まず、上水道事業を取り巻く環境は、二十六年上水道事業決算でも述べられておりますが、給水人口及び有収水量の減少が予想され、と先ほど私述べましたように、給水人口、即人口減に結びついてくるわけですが、収益の増加を見込むことは厳しい状況ですと結論づけられております。営業成績においても、営業収益は上水道事業の根幹をなす給水収益で、一戸当たりの平均使用水量の低下から年間有収水量も減少し、前年度比一・八二%の減少となりました。また、営業費用でも、建設改良工事、機械設備等の減価償却費や耐震管布設がえ工事等に伴う除却損の増大により、前年度比七・四六%増加し、本業利益を示す営業利益は、前年度比四九・九%の大幅減益という状況でありますと述べられております。

以上のような現状を踏まえまして、監査委員さんの意見では、営業収益確保のため、水道料金滞納者に対してさらなる回収督促許可による不能欠損の減額を図る、年間有収率を向上させ、営業利益を向上させることと、そういうことで指摘をされているところであります。

私は、加えて次の二点で見直しをして、安心・安全な上水道事業をしていただきたいと思えます。

まずその第一点は、現在年間約八百万円をかけまして毎月検針業務を実施しておりますが、この業務を隔月の検針・集金とする

ことで、大幅な経費削減ができると思うのであります。この方法は、現在大垣市を初めとして、西濃圏域では七つの市町が実施しております。毎月の検針を行っておりますのは、養老、垂井、関ヶ原、大野町の四町であります。また、輪之内町におかれましては、三カ月に一度の検針であります。ぜひとも当町におかれましても、検討をしていただきたいと思うのであります。

次に第二点目は、上水道事業の一部民間委託であります。

現在、岐阜市、大垣市等においては、水道メーター等検針に関する業務、窓口等受け付け収納に関する業務、水道等開始・休止に関する業務、滞納者等に対する給水停止作業に関する業務、その他水道料金等に関する業務全般を民間委託し、経費の節減に努めているところであります。我が町養老町もぜひとも一部民営化を考えていただきたいと思うのであります。いかがでありますようか。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それではお答えをさせていただきます。

毎月行われている検針業務を隔月にしてはどうかという、まずはお答えでございますけれども、先月の十一月分検針業務及び集金は、検針が八千七百三十五件、集金四十四件を実施いたしました。検針業務を二十七名、うちは八名が集金業務も行っております。

業務を隔月に実施してはどうかという御意見を頂戴いたしましたけれども、当町といたしましては、宅内漏水等の早期発見及び高額な料金発生による滞納の防止、そして転出先の早期解明につながるため、毎月検針を実施しているところでございます。

また、検針業務の正確さを図るために、平成二十五年十月よりハンディターミナルを導入して誤検針の防止等に努めております。

そのため、現在といたしましては、業務の隔月実施は考えておりません。これは、先ほど青山議員もおっしゃいましたが、毎月請求を行っているのは、近隣では、垂井、関ヶ原、大野と当町でございませぬ。

次に、二番目の民間委託という観点でございますが、上水道事業におきましては、既に検針業務、集金業務、電算システム保守の三つを民間委託しておりますが、それ以外の窓口業務、水道施設の整備、維持管理業務については、行政サービスの低下や緊急時においてもライフラインの確保に努めなければならぬために、民間への委託は行っておりません。このようなことから、現時点では事業全般を民間委託にすることは困難であると考えておりますけれども、今後も民間にできる業務、行政にしかできない業務を精査いたしまして、できる限り民間にできる業務については委託することを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 今、隔月の集金業務はちよつと難しいと。その中で一点、高額な水道料金という御答弁がございました。しかし、町長、第一、第三ポンプ場においては、五割近くが規定料金ですよ。わかっていますか。規定料金はお幾らですか。これは、ポンプ場ごとに考えても何が何でもこちら辺は導入していかんと、できることからやっつけていかないと、おぼつかないですよ。まず高料金と町長は言われましたが、池田町では十立方一千八百三十六円取っていますよ。我が町は一千六百七十四円、うちより高いところが隔月でやっているんですよ、事実もう既に。これは、ぜひとも私は導入をしていただいでやらないかと思ひます。町長、

しつかりしてくださいよ。

それから、有収率ですね。養老町は七〇・六、西濃圏域十一カ市町の中で、失礼ですがどべから二番ですよ。

建設課の資料が出ております。一%の有収率で、我が町においては三百四十四万三千円も節約できるんですよ。であつて、有収率が十一市町でブービーなんです。これは、もつともつと上水道は努力をして、議員の皆さんの要望をかなえるためにもこういうところからどんどん行政改革をして、町民の負担に比べていくということをお願いいたしまして、貴重な時間でありませぬので、町長、よろしく御願ひをいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 強く要望されましたけれども、一つ、毎月検針においては、漏水発見というような意味もございませぬし、先ほども申しましたけれども、転出先の方々の早期解明というようなこと、それから検針業務の正確さというようなことではございませぬけれども、隔月を毎月に変えたという自治体もございませぬ。そういうところともよく調べてみないと原因はよくわかりませぬけれども、ただ、今言われました有収率一%で三百四十何万とおっしゃいました。これは、我が町が低いことは十分承知しておりますので、毎年漏水対策等を行つて、当初よりは随分と上がつてきたということ、今後も強烈に進めていかなければならないというふうを考えておりますが、ゆえに、やはりなるべく検針等を行つて、どこが漏れているのかということを見る必要もございませぬし、多くの滞納者がある、高額の滞納者があるというわけではございませぬけれども、そういった公平・公正な面というのものはございませぬ、今のところは考えておりませぬけれども、よく精査をしまして、また御返答できればというふうにご考慮しております。

で、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 今、町長の答弁がございましたように、有収率ですね。確かに水道課の努力によって伸びております。改善されました。改善されましたが、先ほど私述べましたように、まだまだ七〇・六は厳しい数字でありますので、より一層の町長及び水道課長の御努力をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野村永一君） 以上で、十二番 青山貞一君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後二時十分といたします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。傍聴者の皆様は、四階大会議室にてお茶の準備がしておりますので、御利用ください。

（午後一時五十二分 休憩）

（午後二時 十分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 議長から質問の許可をいただきましたので、

三点について質問させていただきます。

まず一点目は、養老山の自然災害と有害駆除対策についてですが、養老山を見渡すと、山肌の露出が多く見られるようになり、山の荒廃が進んでいると思われれます。そのため、土砂の流出や鹿、イノシシ、猿などの有害動物の出現も容易になっているかと思ひ

ます。

そこで質問させていただきます。

一つ目は、養老山の荒廃状況を把握しているか。

二点目、県に調査依頼及び対策依頼をしているか。

そして三点目は、養老町の有害駆除の対策について、町長にお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず養老山の荒廃状況を把握しているかという御質問でございますが、養老山地の現状把握につきましては、平成二十六年度に關係地元区長様へ治山事業に対する要望の取りまとめを依頼し、七区長様から十四カ所の要望がございましたので、その後、現地を確認後、県へ要望書を提出いたしました。これを受けまして、平成二十六年治山事業として、養老公園内で二カ所、直江谷で一カ所、小倉谷で一カ所の計四カ所で谷どめ工事や管理道路の補修工事が実施をされました。

また、今年度も沢田南山地内、柏尾表山地内、養老公園滝谷及び小谷山地内での谷どめ工事や土どめ工事、作業道の整備工事を実施されているところでございますが、町では台風やゲリラ豪雨などによって山腹の崩壊や土砂等の流失がないか、引き続き現地確認のパトロールを継続してまいります。

二点目の県に対しての調査及び対策の要望でございますが、県へ要望いたしました十四カ所のうち、五カ所については、県の治山事業の年次計画に盛り込んでいただきましたので、平成三十一年度をめどに事業完了する予定となっております。残る九カ所のうち、山肌が大きく露呈している勢至南谷の山腹工事の現地調査

を昨年度に実施したところでございますが、追加調査を本年度も実施することになっております。また、具体的な方策が示されていない八カ所につきましては、既に関係機関へ対策を講じていただけるよう要望は行っておりますが、再度強く働きかけを行ってまいりたいと思っております。

三点目の有害鳥獣駆除対策についてでございますが、町では鳥獣被害の防止対策として、国・県の鳥獣被害防止総合対策交付金や町単独事業の有害防護施設設置事業による防護柵等の設置に対する助成金を交付して被害防止対策に取り組みとともに、養老郡猟友会の協力を得て有害鳥獣の捕獲駆除を行っているところでございます。近年では一集落だけでなく、関係地域全体を対象とした鳥獣被害対策の研修会を積極的に開催するなど地域ぐるみで取り組み強化を推進し、鳥獣害対策に取り組んでおります。

有害鳥獣の捕獲状況でございますが、養老郡猟友会の協力を得て有害鳥獣駆除員十六名で捕獲及び駆除を行っておりますが、猟友会員の減少や高齢化が進んでいるのが現状でございます。昨年度、猟友会の主な有害獣の捕獲数は、イノシシ二百五十九頭、ニホンジカ五百五十六頭、猿三十五頭で、特にニホンジカについては、平成二十五年捕獲実績四百九頭の約一・三五倍を捕獲していただいております。

また、新たな取り組みとして、平成二十五年から森林・環境税を活用してニホンジカの個体数調整を目的に野生生物保護管理事業によるニホンジカの一斉捕獲を実施しており、昨年度は八回実施して十一頭捕獲をいたしました。今年度も同様の一斉捕獲を予定しているところでございます。

町といたしましては、有害鳥獣対策として、今後も猟友会の協力を得て捕獲作業を継続するとともに、有害鳥獣防護柵の設置に

ついては、これまでの防護柵の設置の経緯も踏まえ、本町の基本的な方針として、町と関係地域や関係団体と協働して防護柵を設置していきたいと考えております。

また、捕獲数が年々増加する中で捕獲後の処理等に苦慮している現状にあり、その処理方法や資源としての有効活用も課題となっておりまして、有害鳥獣の有効活用の一つとして、ジビエ等への活用は猟師の捕獲意欲の向上や波及効果も想定され、事業化に向けての安定的な供給体制や販路の確立などが構築されると有効な取り組みになると思っておりますので、具体的な取り組みをしていただける事業者等が出てれば、町としても支援策を検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、町長からの説明の中で、今養老山が本当に荒れている中で、県のほうに調査依頼をしていただきました。今、十四件中五件、三十一年度までにはということ、今そういう形でお話をいただいたんですけれども、なかなか今の状況でいつ集中豪雨、いろんな雨が降ったりなんかの中で、いつ起きるかわからない土砂災害ですけれども、できるだけ早くそういった調査を早くしていただいて、その問題をどのように解決していただくかというのが一番問題じゃないかなと思います。

そうした中で、先ほど言いました勢至南谷ですけれども、今の調査の中でどのような現状、県が調査している中でどのような感じの調査になっているかという報告があればその報告をしていただきたいと思っております。

また、有害駆除につきましては、今、柵などいろんなことをやっている中で、養老町では沢田から竜泉寺までは柵をやっている。

その中でも今やっていますワイヤー式のネットということで、なかなかワイヤー式というのは、いろんな問題ですぐ壊れたりとかいろんな問題があります。今、上石津ではワイヤー式の中でもメッシュ製ということで、その柵をこういうふうにずうっと上石津のほうでやっています。こうした強い柵を結局養老町のほうではできないかということで、その補助金として国なり県のほうに言っていたら、そういう補助をとっていただいて、そして町のほうにも補助をいただいて、今養老地区のほうは本当にお年寄りが多い中でなかなか作業をするのは困難です。その困難な中、やっぱり町としていろんな形の補助金を対処しながらこういう形をとってほしいなあということ、今後防災の柵に対して町としてはどのような考えがあるかを教えてほしいです。

○議長（野村永一君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど御質問にございました勢至南谷の追加調査の件でございます。町長から御答弁がございましたように、昨年度から山肌が大きく露呈している、いわゆる勢至南谷の現状調査を実施いたしました。調査する過程の中でさらに上部でございますけれども、広がっている箇所が見受けられたということで、引き続き今年度も調査をするということになっております。

基本的には、その内容につきましては、この調査が明らかになった段階でどういった谷どめ工事を行うかということになると思いますが、その工法については、その調査結果を受けて対処するということになると思います。

それから、二つ目の有害鳥獣の防止柵の関係でございます。

養老町では、平成二十四年度から有害鳥獣の防止柵というものを、

地域協働型というものを始めたわけでございます。まず初めに日吉地域の象鼻山の麓であります橋爪地域で始まったわけでございますが、この次に上方ということで実施されたわけでございます。本町といたしましても、財源の厳しい中で、できるだけ国・県の補助金を活用して対策を講じてまいりたいということもあります。

それからもう一つは、この有害鳥獣防止柵をつくるに当たって、これは地域協働型でやっているわけでございまして、関係集落、あるいは地域の皆さんが出ていただいて柵を設置すると。ただし、その設置する資材については、国・県から補助するということになっております。

もう一つの狙いは、昨今言われております地域の崩壊ということも言われておりますけれども、地域全体で柵を設置するわけですから、そういう取り組みによって地域のきずなも深まっていくんだろうということ、こういったところも進めているところでございます。

今、吉田議員から御質問がございました養老地域、あるいは上多度地域にも、全部がいわゆる地域協働型でできるかというと、そういうところではございません。例えば養老の滝の上のほうに行きますと、傾斜が急で到底素人ではできないというところもございまして、そういった点については、よく地元と協議をして対応策を検討していきたいというふうに思っています。

しかしながら、基本的な町の方針といたしましては、地域と協働で柵をつくっていくという、こういったスタンスについては変えていないということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔六番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、課長のほうから南谷の調査ということ
で、また調査結果が出ましたら地元のほうへの報告のほうもまた
お願いします。

また、そして有害駆除に対しての柵につきましては、今言った
ように、地域の皆さんと一緒にやったというきずなをつくるとい
う、確かにそれも大事ですけれども、今養老地区には本当にお年
寄りが、本当に大半がそういう形でおる中で、何とか、僕らもい
ろんな話で皆さんと話すんですけど、今、年寄りが多いからなか
か防護柵ができないということをあちこちで聞きます。そうした
中で補助金を利用して、業者に、先ほども養老山の滝の上のほう
なら危険だからだという考えもあるけど、そうした考えをもうち
よつと広げていただいて、できないところはなるべく業者に委託
して、そういうものを広めてもらえばありがたいと思う。ぜひと
もそういう点も考えてもらいたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

次に二点目ですけれども、保育園、幼稚園の現状についてです
けれども、保育園児の保護者からの、今年度までの入園手続は先
着順ということで早朝から並び、そういう中で順番を待って入園
できた。ですけれども、来年度は点数制ということで点数制に
切りかわり、入園させるのに働きたいが行けなくなる、労働
時間が少ないと入園ができないという中で、入園できないので
はないかなどいろいろ心配な声を多く聞かれます

そうした中で一点目の質問ですけれども、二十八年度の保育園
の入園状況は。

そして二点目は、幼保連携型認定こども園を養北地区だけでな
く、その他の地域での運営を考えているかを町長にお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 保育園関係というようなことで、町長部局
のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

保育園の入園条件ということでございましたけれども、保育園
とは、保育認定を受けたお子さんを毎日一定の時間、保護者にか
わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設でございます。
保育の実施基準は、養老町内に住所があり、小学校に入学するま
でのお子さんで、保護者、両親と別居している場合は児童を養育
している者がいずれも就労、妊娠・出産、保護者の疾病、障害、
同居、または長期入院などしている親族の介護・看護、それから
災害復旧、求職活動、就学などの保育の必要性の理由がある場合
でございます。平成二十八年度四月の入園申し込みについては、
平成二十七年十月の町内各地区での保育園入園説明会において、
入園申し込み者が募集定員を超えた保育園については、保護者の
就労等の形態や状況に応じた基本点数とひとり親世帯等の調整点
数表による選考基準をもとに優先度を判定し、選考から漏れた方
についてはその旨をお知らせし、第一希望以外でできるだけ保護
者などの希望に沿えるよう、入園可能な保育園への入園について、
町で利用調整を行うことを説明いたしました。平成二十七年十月
二十三日から平成二十七年十一月六日まで募集を受け付けたとこ
ろでございます。

平成二十七年十一月六日現在の平成二十八年度四月の保育園の
入園申し込みについて、養北保育園のゼロ歳児と一歳児のみ利用
調整中であることを平成二十七年十一月十一日の養老町のホーム
ページに掲載いたしました。利用調整の対象となった二名の保
護者の方には個々に連絡を差し上げ、一名はお勤め先の事業所の
保育サービスを利用され、もう一名は定員に余裕のある別の保育

園を利用されることになりました。

二点目の幼保連携こども園を他地区での運営を考えているかというところでございますけれども、高田地区の専念寺保育園が平成二十八年度で保育事業から撤退されるとの申し出について、町としては新たな園児の受け入れ先確保が必要なために、ことしの九月一日に開催された子ども・子育て会議において、平成二十八年度から公立保育園の定員をふやすこと、平成二十九年度から養老幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行することで五歳児より年少の園児について受け入れ対象を拡大すること、私立を含めた保育園の五歳児の受け入れについても可能となるよう公立幼稚園・保育園と私立保育園とで協議を重ね、子供たちにとってよりよい環境の整備に努めていくことを提案いたしまして、委員の皆様の承認を得たところでございます。

広幡地区の広幡保育園は、今年度耐震補強工事の設計を行っており、来年度、平成二十八年度に耐震補強工事を行い、平成二十九年度から保育所型の認定こども園に移行する予定でございます。日吉地区の日吉保育園と日吉幼稚園については、日吉保育園耐震化工事を行い、平成三十年度に幼保連携型の認定こども園に移行する予定でございますが、両施設への入園が想定される日吉地区の子供たちの数が減少傾向でありますので、日吉幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行することで受け入れ対象園児を拡大し、日吉保育園を縮小する方向についても、子ども・子育て会議等の協議を踏まえて検討してまいります。

その他の地区につきましては、ことし三月に策定しました養老町子ども・子育て支援事業計画の中に認定こども園への移行促進を進めることは重点的な取り組みとして掲げてありますので、養老町全体の幼児教育、保育の質の向上を目指して、子ども・子育て

て会議等の中で民間業者の参入も含めまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型認定こども園のそれぞれの可能性を検討し、就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供できるよう整備し、幼児教育を希望される方や保育を必要とする方の町内での受け入れ先を今後も適正に確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 今、町長のほうから、保育園、幼稚園の援助ということでお話をいただきましたけど、本当に二十八年度には専念寺保育園がなくなるということで、地元の皆さんが本当に困っている中で、今、養老幼稚園も認定型こども園に移行して受け入れということで、そうした形で対策をとっていただくということはありがたいなあということでございます。

そうした中でお母さん方からいろんな話を聞きますと、養老だけとは言いませぬけれども、今まで僕たちが小さいときに保育園に入れるのは〇歳から五歳まで、そして幼稚園へ入っても三歳から五歳までという一つの中で、保育園は〇歳から四歳まで、そして幼稚園は五歳から、あと五歳から一年やって小学校というその体制自体が、結局お母さん方からいろんな苦情をいただきました中で、本当に子供たちというか、親さんが一番困っているのは、そうした中で今回はこういう形のこども園ができるということで、お母さん方も徐々に変わりつつありますけれども、今、先ほど言いましたように、点数制ということで、前回までは朝並んとか、養北とか養老保育園に本当に朝の四時か五時ごろから並んで、そして朝の九時まで順番を待って、順番制、そして子供が小さいお子さんにとってはなかなかその時間に行けないから八時過ぎに行

つたら、もうだめだったということで、今回は点数制にするということ、本当に点数制の中でも、今、養老町の点数制のあれがありませんけれども、この点数ではなかなか入れない子供たちがたくさんおるということを聞いている中、先ほど町長からもお話があつて、その対応は一応今回の場合はしていただけても、今後多くなるか少なくなるかはわかりませんが、やっぱり点数制というよりかはやっぱり誰も入れるような状況、まず第一希望とかなのか、どこでも入れるような状態、本人の希望に沿えるような形の保育園、幼稚園という形をとってほしいなあということ、その件に対してちよつとお聞きしたいんですが、よろしいですか。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今回点数制にしたというのは、一番問題になつておりました養北保育園がいつも定員がオーバーすること、朝早くから並ばれるという中で、やはり保育の原点に返つて必要な方から順次優先して入れていこうという趣旨でございます。

また、希望の保育園ということもありますけれども、一応、全町を一つの区域とした入園地域というふうに考えておるところから、その一つの施設だけをまた拡張するといろいろ問題もございませぬので、今のところ、人口減少もありまして保育所が不足するということはないんですが、今回の専念寺保育園のように、突如としておやめになるといふような面もございませぬ。そういったときには迅速に対応できるような環境を整えていきたいというふうに考えておりますけれども、全町が一つの保育地域であるというふうな御認識を持っていただきまして、希望を出していただければというふうに思います。

大体、来年度の入園等の予測を立てながらやっておりますので、

ほぼ満足をしていただける形にはなつていようかというふうに思いますけれども、今後急激に人口がふえるということになれば大変ありがたいことではございませぬけれども、そういうことも今のところ考えられませんので、ある程度来年度、再来年度の入園希望の方は把握できますので、そういった中でできる限り希望に沿つた形にしていきたいというふうに考えております。

〔六番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君）

もう一点だけ町長にお聞きしますけど、今、専念寺保育園がなくなるということで、高田地区としては保育園自体がないという中で、お年寄りが今まで送つていったのが本当になかなか送れないということ、高田幼稚園のかわりに高田地区に、例えば養老女子高校の跡地に保育園をつくるとか、例えばお年寄りの憩いの場所と同じような形の施設をつくっていただいで、子供たちとお年寄りが遊べる場所ということで、そういう考えはありませぬか、ひとつお願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

原則的には、先ほど申しましたように、全町で保育ということでございませぬので、高田地区にどうしてもというふうなことにはならないと思ひます。

ただ、今回の養老幼稚園の認定こども園化というのは、緊急に対処したというふうな考えていただいてもいいと思ひます。長い意味で、今後少子化が進む中で養老町の保育のあり方をどうしていくかということは今後の課題ということでございますので、子ども・子育て等会議の中でそういったことも含めて考えていくべきだろうというふうに考えております。以上です。

〔六番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） では、三点目のほうに入らせていただきます。

スポーツ施設についてですけども、今、笠郷、池辺体育館が廃館された中でスポーツ施設が減少しています。養老町ではスポーツの町宣言をし、生涯スポーツを推進している町としてはどのように考えているかを。そして、全天候型施設であれば、災害時などの避難場所、天候を気にしなくても多様な使用が可能であるかと思います。

そこで質問ですけど、全天候型施設が必要であると思えますので、その考えがあるかを町長に聞きます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 全天候型施設をつくる考えはということでございますけれども、今、養老町中央公園周辺施設を拠点といたしまして、町民のスポーツ推進を図るための環境整備を進める必要性を感じておりますが、安心・安全を最優先として、現在は耐震及び老朽化に伴う施設の改修並びに解体設計を順次進めているところでございます。

吉田議員の御質問に関して、高齢者による軽スポーツの普及が進む中で、御指摘の全天候型施設のニーズも高まっていることは承知をいたしております。また、町民憲章やスポーツの町宣言を推進する上でも、また緊急時の防災等の拠点としての必要性も理解をしているところではございますけれども、今後このスポーツ施設の整備につきましては、財政状況を加味しながら将来的な課題としていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

〔六番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 町長のほうも生涯スポーツということで、本日に今お年寄りがゲートボール、グランドゴルフ、それとペタンク、結局雨が降ったときにどうしようか、いろんな形で、そしてまた先ほど町長も言いましたように、災害時のときにどこで災害時の避難場所をとるかとかいろんなことを考えた中で、本当に全天候型体育施設ということは本当に、大きなドームとは言いません。先般も坂祝町のスポーツ少年団のほうで講習会に行つたときに、坂祝町の町スポーツドームということで、本当に坂祝町でもこうしたドームが今開設しております。そこで施設のほうを見せていただくと、本当に養老町にもこういう施設があつたら何をやるにも、イベントをしようがいろんな形でもとれるなあとこういうことを感じました。

それから、そうした中でいつ雨が降るかもわからない、そして天候の悪いときが結構あるかもわからない、そうしたときにいつでも誰でも利用できるような全天候型体育施設ということで、本当にこれは養老町にとつても一番大事な施設ではないかと思えます。今、町長が言います予算の面はありますけれども、すぐとは言いません。今後そうした形を考えていただいて、施設をぜひとも建てていただきますようお願いして、私の質問にかえさせていただきます。

○議長（野村永一君） 以上で、六番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、我が町が抱える直近の課題に関しての

質問をいたします。

年の瀬を迎え、一年を振り返りますと、世界各地で紛争やテロが多発し、安全に対する重要度が強まる年でありました。そのような中で一昨日、長良川のアユが世界農業遺産に認定され、爽やかな話題も提供していただきました。私は四年のブランクがありますので、中にはピント外れな部分があるかもしれませんが、その折には遠慮なく御指摘をいただきたいと思えます。

それでは本題に入ります。

通告では、養老改元一三〇〇年祭への取り組みと養老鉄道の存続についてを別項目にしておりましたが、関連性がありますので、連続して質問をいたしたいと思います。

我が町の名称の由来を祝う養老改元一三〇〇年祭も本祭まで二年を切り、町民は行政の取り組みにやきもきし、不安さえ覚えております。このような状況の中、本祭までの具体的な計画内容と実施スケジュールについて明確にお答えいただきたいと思えます。

また、このメモリアルイベントを支え、応援していただくオフイシヤルサポーターについて、現在の募集状況と依頼内容を具体的ににお聞かせ願います。本祭には、一般住民や各団体にアトラクションへの参加やスタッフとしてたくさんの方々の方に協力を得る必要がありますが、要請の計画と状況についてのお答えもお願いいたします。

また、養老町がこのイベントを町の活性化へのステップアップに掲げるためにも、全国に向けて発信しなければなりません。各地で活躍されている方や企業にPR役として有効な観光大使への任命を考えておられるのか、お答えください。

この一三〇〇年祭を一過性で終わらせることなく、これを契機として、親孝行のふるさと養老町を観光発展に活用しなければなら

りません。今まで以上に県や養老鉄道との連携が必要になります。町長の取り組み方針をお聞かせください。

ここからは、くしくも同じ二〇一七年に運営方式の見直しを迫られている養老鉄道の存続に関する質問に入りますが、まず存続に向けた関係市町や周辺の自治体並びに各団体との一層の連携が不可欠ですが、現在の取り組み状況と見通しについてお答えいただきたいと思えます。

存続のためには、住民に廃線になれば代替交通手段の構築や渋滞対策に莫大な費用が発生することも周知して、皆様から存続に向けた大きな声をいただく必要があります。特に利用率が高い青少年や保護者に強力な要請が必要と思われませんが、お考えをお聞かせください。存続に向けた積極姿勢を示すためにも、運営会社の養老鉄道や近鉄に収益向上へのアイデアを提供するなどまで踏み込むお考えはありますか、お答えください。

以上を最初の質問項目といたしますが、町長の明確な答弁をお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それではお答えをさせていただきます。

まず第一点目の本祭までの具体的な計画内容と実施スケジュールということでございますけれども、養老改元一三〇〇年祭につきましましては、地域住民や各種団体等と行政が協働で一三〇〇年祭事業を計画・実施していくために設置された実行委員会で、本年一月に養老改元一三〇〇年祭基本計画を策定し、開催期間を平成二十七年三月二十一日から平成二十九年十二月二十三日までとし、平成二十九年三月十九日までをプレイベント期間、平成二十九年三月二十日から十二月二十三日までを本祭の期間といたしました。この基本計画は、期間中の主な事業計画を定めたものであり、

ことしは「知ろう！ 養老町の魅力を再発見」をテーマに事業を展開しております。プレイベントのオープニングとして三月二十一日の若水取りからカウントダウンが開始され、養老町の深い歴史と文化から町民の皆さんが掘り出した養老ならではの魅力を十個の体験プログラムとして提供した養老まるごと玉手箱や養老の日推進大会、親孝行のふるさとフェスタを開催いたしました。現在、本祭の年に開催する事業を具体的に推進していくため、実施事業計画及び広報事業計画を年度内に策定できるように進めているところであり、でき上がり次第町民の皆様にお知らせをして、養老改元一三〇〇年祭の機運を盛り上げてまいりたいと存じます。

二点目のオフィシャルサポーターの募集と依頼内容という御質問でございますが、オフィシャルサポーターにつきましては、地域全体での取り組みの輪を広げることを目的に、ことし四月から町広報紙やホームページで募集を開始いたしました。サポーターは、養老改元一三〇〇年祭事業に賛同、協力いただける方で、高校生以上の個人サポーターと企業、団体等の団体サポーターがあり、個人サポーターの活動内容といたしましては、養老改元一三〇〇年祭事業に関する情報のSNS等による発信及び記録の収集や、イベント等への参加及び協力として受け付けや案内、清掃などを依頼しており、団体サポーターには、個人サポーターの活動内容に加え、従業員等に対する養老改元一三〇〇年祭事業の周知や敷地内での養老改元一三〇〇年祭ののぼり旗の掲揚及び管理を依頼しております。現在、個人サポーターに四十二人、団体サポーターに三十二団体御登録をいただいております。十一月に開催しました親孝行のふるさとフェスタでも、延べ六十一人の方にボランティアとして御協力をいただきました。養老改元一三〇〇年祭の最終日である平成二十九年十二月二十三日までをサポーターの活

動期間としておりますので、議員各位を初め町民の皆さんや各種団体の方々にもぜひ御登録いただきますようお願いを申し上げます。

三点目の、一般住民や団体へアトラクションなど協力要請はという件についてでございます。

町民の皆さんや各種団体が参加、参画いただけるような事業、イベント等、具体的には実行委員会主催事業として秋に開催を予定しております元正天皇行幸行列や、町民主催事業として開催を踊り大会、秋の歴史仮装ウォーキングなどのイベント等については、積極的に協力をお願いしたいと考えております。また、本祭期間中には、芝生広場に設置する養老町ステージのイベントで、「高田の日」や「養老の日」といった「地域の日」などの開催をお願いしていきたいと考えており、積極的な参加、参画を呼びかけてまいります。

四点目、全国に向けてPRする観光大使の任命という件についてでございますけれども、観光大使の任命につきましては、養老改元一三〇〇年祭基本計画の中で広報大使委嘱が定められております。名称は広報大使でございますが、養老改元一三〇〇年祭を広くPRするための大使ということで、観光大使に該当すると考えております。この基本計画では、養老町にゆかりある全国で幅広く活躍されている人や養老町のマスコットキャラクターであるスマイルげんちゃんなどが広報大使の候補として上げられております。また、広報活動を推進するために広報計画についても定められていることから、この計画を踏まえ、より具体的な広報事業計画の作成を進めており、早い段階で、実行委員会が広報大使を委嘱していただきたいと考えております。

なお、ことしの二月号の広報でもお知らせしておりますが、居酒屋チェーン養老乃瀧のマスコットキャラクター「バックン」が町の広報大使として任命されており、PR活動などで連携してまいります。

また、町民の皆様にも広報大使に準じた広報を担っていただけるよう、例えば全国規模の大会等に出場される方が開催地でPRをしていただいたり、県外の親類や知人の方に広報いただいたりする際に実行委員会で作成を予定しております名刺を活用していただくなど、さまざまな広報活動を提案してまいりますので、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

五点目の一過性で終わらせないように県や養老鉄道との連携はということでございますけれども、基本計画では、事業の評価と継承の中で養老改元一三〇〇年祭を単なる一過性のイベントとして終わらせることなく、そこで発掘した養老ブランドや体験プログラム、さらに育成された人材ネットワークや組織を二〇一七年以降の実行委員会解散後も継承していくとしております。岐阜県では、養老改元一三〇〇年祭を踏まえ、養老公園の再整備や西濃圏域の広域観光の推進を進められているところであり、より連携の強化を図ってまいりたいと考えます。養老鉄道株式会社には実行委員会に委員として参画いただいております。開催期間中のイベントはもとより、本祭後も養老鉄道を活用して養老改元一三〇〇年継承事業を推進していけるよう連携を深めてまいりたいと考えております。

それから、次の養老鉄道に関してからですが、存続に向けた周辺の市町と自治体や各団体との連携はという御質問でございますが、養老鉄道存続に向けた周辺の市町との連携としましては、平成十九年に養老鉄道株式会社の設立以降、沿線七市町で養

老鉄道活性化協議会を立ち上げ、利用促進事業の推進及び支援について協議を行っております。今年度は、八月二十一日に第一回目の活性化協議会を開催して以降、養老鉄道のあり方に関する勉強会を三回、協議会首長会を一回、協議会幹事会を四回開催し、沿線七市町と県が協議を行っております。また、十月二十日と十二月八日には、近畿日本鉄道株式会社社長との面談を実施したところでございます。近鉄側は二〇一七年度から新しい運営方式に移行したく、来年三月までに運営方式を定めるよう求めており、時間的余裕がない中、今後近鉄側からも必要な情報提供をいただきながら沿線市町及び県と連携を図り、存続に向け近鉄との協議を加速して進めてまいります。

また、各団体との連携については、養老鉄道を守る会等民間支援団体がことし九月に大垣で開催された養老鉄道存続大集会のようなイベントや交流会を通じて他市町の団体と連携をとりながら、活発に活動を行ってまいりたいと存じます。

次に、利用率が高い青少年や保護者に強力な要請はという点でございますが、利用率が高い青少年や保護者への要請については、養老鉄道利用者のうち、約半数を通学定期利用者が占めておりますが、人口減少、少子化の影響を受け、通学定期利用者は減少を続けております。

そのような中、養老鉄道存続大集会において学生の声を世間に届けるために、日大大垣高校吹奏楽部の演奏は雨天で中止とはなりましたが、実際に通学で利用している生徒から養老鉄道への存続への願いを発言いただいております。また、NPO法人ヨロストは、沿線等の高校生を活用した朝市を開催、大垣養老高校は独自に車両を貸し切り、ミニライブや物品販売等を行っており、養老鉄道のPRまた利用促進に向けてさまざまな活動をしておりま

す。

町といたしましても、このような学生等の活動をさらに支援、また協力しながら保護者や広く住民にPRし、活性化につなげたいと考えております。

それから、養老鉄道への収益向上へのアイデアの提供という御質問でございますが、新しい運営方式に移行するに当たりまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の鉄道事業再構築事業の認定を受け、国の支援を受けるためには、今以上の利用促進策を掲げる必要があります。協議会の中でも協議しているところでございます。現在、町及び養老鉄道を守る会は、伊勢神宮初詣でや養老鉄道百景作品展等を開催しておりますが、さらなる啓発、利用促進策が必要であると考えておりますので、協議会を通して事業者である養老鉄道や近鉄と連携しながら取り組んでまいります。また、企業や学校、住民の皆様からもアイデアをいただき、収益向上へ向けて取り組んでいきたいと考えております。

養老鉄道を存続させるためには、事業者の経営努力と行政の協力、さらに住民参加が不可欠であり、住民と行政が一体となって支え、地域の足である養老鉄道を守り存続させていきたいと考えています。よろしく御協力もお願いを申し上げ、回答とさせていただきます。

〔十一番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 各項目にわたって答弁をいただきました。

あえて再質問はいたしません。この二項目につきましては、行政の執行部はもとより、職員が全力を挙げて取り組まなきゃいけない重要な課題であります。また、今まで以上に住民の協力を得て、ぜひとも一三〇〇年祭の成功と養老鉄道の存続に向けた力を

発揮していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問項目に移らせていただきます。

東海環状自動車道の養老インター開通による周辺整備と道の駅構想についての質問に入ります。

待望の養老インターも養老改元一三〇〇年祭に間に合い、供用に向け工事が着々と進められていますが、交通の利便性が向上するとともに、取りつけ道路の県道養老・平田線や広域農道の整備を初めとして、周辺の民有地も企業進出などにより多様性が増すことが予測されます。当然、インフラの整備も不可欠となりますが、従来からの経験でノウハウが蓄積されている県との連携により、秩序ある周辺整備での企業誘致や開発規制が要求されると考えますが、町長の方針をお聞かせいただきたいと思っております。

また、養老インターから養老公園のアクセスについて、現状では最適とは言えません。町としての整備計画とその可能性の見通しについて、お答えいただきたいと思っております。

先般、私どもに資料としていただきました養老の郷構想図に道の駅が表示されています。非公式とはいえ養老の次世代を象徴する施設であります。さまざま有識者や関連団体の意見を聞く必要があると思われれます。実現に向けた協議会を設置し、計画を住民にも周知すべきですが、町長の方針をお聞かせください。

以上を質問内容といたしますが、いずれも住民の関心度が高いものばかりでございます。町長の簡潔で明確な答弁を期待して質問内容といたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず、県と連携して周辺整備に係る誘致と

規制の計画ということでございますが、東海環状自動車道の養老インターチェンジができますと、東名高速道路や名神高速道路、

さらには東海北陸自動車道と接続され、名古屋圏はもとより北陸や関西圏とも飛躍的に短時間で結ばれることになり、この地域にとっても産業や観光交流に大きな経済効果が期待できると考えられます。

しかしながら、養老インターチェンジを含め西回りのインターチェンジ周辺は、転用が非常に困難な優良農地の集団であり、新たに企業を誘致するには、農用地区域の変更や農地法を初め法令に基づく許認可等の高いハードルをクリアすることが必要でありますが、養老町第五次総合計画後期計画にも、養老インターチェンジの波及効果を生かす立地促進という計画もあります。本町のほぼ真ん中にインターチェンジができることで、多くの企業からの注目度が高まるとともに、県内外の宅建業者等からの問い合わせも増加すると考えられ、大いに期待をしているところでございます。一日も早い全線開通を願っているところでございます。

御質問の県と連携しての周辺整備に係る企業誘致はということでございますが、県内では、企業立地件数は大幅に増加をいたしておりますが、反面、企業立地候補となる用地は減少傾向にあり、新たな用地の確保が喫緊の課題となっております。

また、県においては、二〇二〇年の東海環状自動車道西回り区間全線開通を見据えて新たな用地開発を戦略的に推進することとしており、各市町が実施する用地開発を一層促進させるため、県が市町村の立候補地について基本的調査等を実施することで、構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援されており、本町でも、本年一カ所の立地候補地について調査希望を提出したものの、採択には至りませんでした。今後も適地と思われる用地について、県と情報を共有していきたいと考えております。

また、昨年十一月には、東海環状自動車道西回りエリアの企業誘致を戦略的に展開するため、県企業誘致課の主導により関係市町、経済団体及び金融機関を構成メンバーとする二〇二〇西回りエリア企業誘致戦略推進協議会が発足し、企業誘致に関する施策、提案などを協議していくことになっております。

今後、本町においては、この協議会での協議内容等も踏まえ立地候補地の調査を進めるとともに、町の企業立地促進制度として、工場等設置奨励金や雇用促進奨励金の補助制度、あるいは企業立地用地の土地登録の制度がありますが、こういった現行制度の見直しや新たな優遇措置も視野に入れ、企業が立地しやすい条件を整備していくなど企業誘致の取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、誘致の規制の計画との御質問でございますが、企業は利益を追求するだけでなく、企業市民として社会等へ与える影響に責任を持ち、消費者や利害関係者、社会全体からの要求に対して適切な意思決定をすることが企業の社会貢献であるうと思われれます。地元から歓迎され、もちろん法令に抵触するようなことのない企業であれば、ぜひとも立地を願いたいと考えておりますので、企業の業種などを絞り込むような規制は考えておりません。なお、東海環状自動車道養老インターチェンジの開通による周辺の農振区域につきましては、社会農業情勢の変化を踏まえ、農業振興地域整備計画の見直しの中において検討してまいりたいと考えております。

次に、養老公園へのアクセス整備計画ということでございますけれども、東海環状自動車道の西回り区間については、平成二十四年に大垣インターチェンジ養老ジャンクションが開通し、平成二十九年度には養老ジャンクションから養老インターチェンジ

間が開通する見通しと国土交通省より発表されているところがございます。現在は、この養老ジャンクションから養老インターチェンジの開通に向けて、牧田川を渡河する橋梁の工事やインターチェンジ予定地の地盤改良工事が国土交通省により鋭意進められているところでございます。本来であれば、主要地方道大垣・養老公園線のバイパス道路などが養老公園へのアクセス道路となるところでございますが、この道路の整備については、現状では供用の見通しが立っていないと県より聞いております。このため、養老インターチェンジ開通後の養老公園へのアクセス道路としては、一般県道養老・平田線と主要地方道南濃・関ヶ原線を経由することになると考えております。

このような状況の中で、養老インターチェンジ整備にあわせて、一般県道養老・平田線の大跡交差点付近から西へ延長約二・九キロの歩道整備を含む道路拡幅工事と、大型車両が曲がりにくいと長年懸案であった主要地方道南濃・関ヶ原線の石畑交差点の改良工事が県において進められております。この県道の整備は、平成二十九年に開催される養老改元一三〇〇年祭の秋のメインイベントまでの完成を目標に整備を進めていただいていると聞いております。

次に、道の駅構想についてでございますが、協議会の設置はという御質問でございます。

現在、町では養老の郷・田園エリア整備基本計画の策定を進めております。これは、養老改元一三〇〇年プロジェクト新生養老まちづくり構想の方針一・養老の郷づくり、エリア三・田園エリアの整備に関するもので、関連施設の誘致、整備による健康・医療機能の向上として、健康増進を目的とした予防医療施設の誘致や温泉施設の有効利用、健康づくりと観光を兼ねたクラインガル

テン——滞在型市民農園でございますが——の開設として、クラインガルテンの整備、幹線道路沿いにおける産地直売、飲食施設の整備として、道の駅機能を持った施設の整備や薬草農園や食肉関連産業などの誘致を実施計画として掲げております。田園エリア整備基本計画では、道の駅やクラインガルテンの整備を含め、田園エリアの基本構想の策定を本年度中に行うこととしており、計画策定に当たっては、国・県等の関係機関を初め、町内の関係団体、学識経験者などで構成する（仮称）田園エリア整備基本計画策定委員会で御審議をいただくこととしております。この田園エリアに設置予定の道の駅、（仮称）養老の郷につきましては、ことし一月に国土交通省中部地方整備局から地域活性化の拠点となる企画の具現化に向け、地域での意欲的な取り組みが期待できるものとして、全国で四十九カ所ある重点道の駅候補の一つに選定されたところでございます。地域の観光案内機能、EV充電設備、温泉施設と連携した健康増進プログラムの体験施設の整備等を計画し、平成三十一年度道の駅開業を目標に、来年度から基本設計、実施設計、用地買収等を進めてまいります。道の駅構想の実現に向けた協議会につきましては、（仮称）田園エリア整備基本計画策定委員会に部会を設置し、その中で道の駅の整備に関する協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔十一番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） この件については、いろいろと皆さん方の意見が出ているという状況であると思いますが、これから進められる会議を通して、できるだけ大勢の皆さんの意見を集約して、実現に向けた努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

きよう取り上げました質問内容につきましては、いずれにつきましても住民の協力を得なければならぬ課題であります。広報などで周知を図り、町長が強いリーダーシップを発揮され、協働のまちづくりで、さらなる町の発展を願ひ、質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、十一番 林輝見君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす十二月十八日午前九時三十分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後三時十四分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年十二月十七日

議長 野村 永一

議員 三田 正敏

議員 吉田 太郎